

令和元年 9 月 11 日

第 4 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

9月11日(2日目)

日程第1 一般質問

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 (12名)

1番	山本優作	2番	鈴木浩二
3番	片山陽市	4番	小嶋完作
5番	内田保	6番	石垣菊蔵
7番	服部光男	8番	藤井満久
9番	吉原一治	10番	松本保
11番	榎戸陵友	12番	石黒充明

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	中川昌一
総務部長	田中嘉久	総務課長	内田純慈
防災安全課長	滝本功	税務課長	神谷和伸
企画部長	鈴木茂夫	企画課長	高田順平
地域振興課長	滝本恭史	検査財政課長	山下忠仁
建設経済部長	大岩幹治	建設課長	山本剛
産業振興課長	鈴木淳二	水道課長	坂本有二
厚生部長	田中吉郎	住民課長	宮地利佳
福祉課長	相川和英	環境課長	富田和彦
保健介護課長	田中直之	教育長	高橋篤
教育部長	山下雅弘	学校教育課長	石黒俊光
社会教育課長	森崇史	学校給食センター所長	山本剛資

会 計 管 理 者
兼 出 納 室 長 山 本 有 里

5 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 大 久 保 美 保 係 長 磯 部 貴 宏

[開議 9時30分]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

本日は9月定例町議会2日目に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、昨日は全国で気温を観測している926地点のうち、9%に当たる79地点で35度を超えて猛暑日になり、74%に当たる681地点で30度を超えて真夏日になりました。まだまだ残暑は続きそうですので、夏の延長ということ意識し、皆さん体調管理にくれぐれも御留意してくださるようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。よろしく申し上げます。

議事に先立ちまして、町長より、昨日発生しました新師崎地区水道管漏水事故の報告がありますので、発言を許可します。

町長。

○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、昨日発生いたしました水道管漏水事故につきまして御報告申し上げます。

昨日9月10日でございます。午前4時30分ごろ、片名新師崎で漏水をしているのを地元の住民の方が発見され、通報をいただきました。その後、職員が現地に向かい、対応に当たりました。漏水箇所の修繕のため、バルブを閉めたことで、水圧低下により一部の地区で水が出なかったり、豊浜までの広範囲にわたり水が濁っているといった苦情を多く頂戴いたしました。午後4時ごろには修繕も終わりましたが、その後もしばらくの間、水の濁りが解消されず、数カ所の消火栓で水を出し続け、解消に努めてまいりました。現在は、水が濁るといった苦情は入っておりませんが、住民の皆様大変御迷惑をおかけいたしました。詳細につきましては、本議会最終日に御報告いたしたいと存じます。

改めまして、皆様に御迷惑をおかけしました。深くおわび申し上げます。申しわけあ

りませんでした。

○議長（藤井満久君）

報告は以上です。

日程第1 一般質問

○議長（藤井満久君）

日程第1、一般質問を行います。

質問の時間は、答弁を含めて1時間までとし、関連質問は認めません。

なお、念のため申し上げます。自席からの再質問については、細分化してもよいことといたします。また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

3番、片山陽市議員。

○3番（片山陽市君）

おはようございます。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上においては、一般質問通告書の朗読とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

1番、中学校における運動部活動のあり方について。

南知多町においては、少子化が進行する中、中学校における運動部活動の継続が危ぶまれていると思います。平成18年2月の1中5小の小・中学校統廃合の基本構想から、その後見通しも立っていませんが、不明確な状態で生徒たちは運動部活動を継続させなければなりません。

スポーツ庁は、平成30年3月に運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定し、生徒のニーズに応じた運動やスポーツを行うことができるように、速やかに部活動のあり方に関し、抜本的な改革に取り組む必要があると示しました。このガイドラインにのっとり、愛知県は平成30年9月に部活動指導ガイドラインを策定し、本町においても平成31年4月に南知多町立学校の部活動・課外活動指導のガイドラインを策定しています。

そこで、このガイドラインに関し、以下の質問をします。

(1)ガイドラインとは指針となるもので、本町のガイドラインは、活動日等の基準や指導留意事項の記述以外読み取れないのはなぜか。

(2) スポーツ庁のガイドライン策定の趣旨は、義務教育である中学校段階の運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築すると運動部中心としたガイドラインとなっている。また、これを踏まえて各地方公共団体、学校等が、運動部活動での具体的な指導のあり方、内容や方法について必要な検討、見直しなどを進め、特色を生かした指導を行うことにより運動部活動が一層充実していくことを期待しているが、本町のガイドラインは、スポーツ庁のガイドラインにその部分に沿って策定していないのはなぜか。

(3) 生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることのないよう、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取り組みを推進する考えはあるか。

(4) 公益財団法人日本中学校体育連盟は、学校体育大会への参加資格のあり方について見直しが行われるよう、必要な協力や支援を行うとしているが、愛知県中小学校体育連盟知多支所に要望する準備はあるか。

(5) スポーツ庁が平成29年度に行った体力・運動調査によると、運動をしていない中学2年生のうち、「興味がある」または「好きなスポーツがあればやりたい」と答えたのが、男子42.9%、女子59.1%と約半数の生徒がスポーツをやりたいと考えているようです。本町ではこのような調査を行ったことはあるか、生徒のニーズに合わせた部活動を新設するなどしてふやす考えはあるか。

壇上では以上で質問を終わりますが、再質問がある場合には自席にて行わせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

御質問1-1、ガイドラインとは指針となるもので、本町のガイドラインは、活動日等の基準や指導留意事項の記述以外読み取れないのはなぜかと、御質問1-2、スポーツ庁のガイドライン策定の趣旨は、運動部中心としたガイドラインとなっており、これを踏まえて各地方公共団体、学校等が、運動部活動での具体的な指導のあり方、内容や方法について必要な検討、見直しなどを進め、特色を生かした指導を行うことにより運動部活動が一層充実していくことを期待しているが、本町のガイドラインは、スポーツ庁のガイドラインのその部分に沿って策定していないのはなぜかにつきましては、関連がございますので、一括して答弁させていただきます。

スポーツ庁が平成30年に策定いたしました運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン、以下、スポーツ庁のガイドラインというふうに呼ばせていただきますが、スポーツ庁のガイドラインでは、都道府県は、スポーツ庁のガイドラインにのっとり、運動部活動のあり方に関する方針を策定するとされ、あわせて市区町村教育委員会は、スポーツ庁のガイドラインにのっとり、都道府県の部活動のあり方に関する方針を参考に、設置する学校に係る運動部活動の方針を策定するとされています。

また、参考とするとされています愛知県教育委員会が策定しました部活動指導ガイドライン、こちらを県のガイドラインと呼ばせていただきますが、県のガイドラインでは、県教育委員会が策定したガイドラインの趣旨を踏まえた上で、地域の実情を考慮したガイドラインの作成と運用をお願いするとされております。

このことによりまして、町教育委員会が策定いたしました南知多町立学校の部活動・課外活動指導のガイドライン、これは町のガイドラインと呼びますが、町のガイドラインでは、スポーツ庁や県のガイドラインの趣旨を踏まえた上で、地域の実情を考慮した活動日等の基準と部活動指導に当たっての留意事項を示したものであり、知多地域の市町の教育委員会が策定したガイドラインもおおむね同じような内容になっております。

なお、議員御指摘のように、スポーツ庁及び県のガイドラインは、取り組むことが望ましいとされる指針や基準となる目安を示したものでありますので、町校長会議におきましても、これらのガイドラインを踏まえた対応をお願いしております。以上です。

(3番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

スポーツ庁が策定したガイドラインは、これだけの厚さがあります。愛知県が策定したガイドラインは、これだけの厚さがあります。これを踏まえた上で町がガイドラインを策定したということになりますが、町のガイドラインはA4で1枚、これだけです。裏面もありません。これだけのことで、大幅にカットしたということになっちゃうわけなんですけれども、その辺のここにあえて書かなかったこと、こういったことを削除する必要があった理由は何ですか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

議員の御質問、大幅に内容をスポーツ庁のガイドラインとか、県のガイドラインからカットしたのはなぜかという御質問にお答えさせていただきます。

スポーツ庁のガイドラインや県のガイドラインに記載されています内容と本町のガイドラインの記載を比べますと、スポーツ庁のガイドラインには、指導員に係る体制の項目で、生徒や教師の数、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から適正な数の運動部を設置するという項目や、部活動指導員の積極的な任用、教師の負担が過度にならないよう校長が指導、是正を行うことが示されております。

また、スポーツ庁や県のガイドラインでは、合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取り組みの項目の中で、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰の禁止、ハラスメントの根絶を徹底することが示されています。これらの事故につきましては、日ごろから教育委員会から学校へ、また校長から顧問の先生へ指導している事柄であります。このため、町のガイドラインには示してはございません。町学校長には、町のガイドラインを説明する際に、スポーツ庁や県のガイドラインにのっとり、適切なお願いを再度お願いしているところであります。以上です。

（3番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

ただいまの答弁からしますと、先生の働く時間だとか、そういったことを中心に考えておきまして、要は生徒に対しての利益といったことはほとんど考えられていないのかなあというふうに思うんですけど、そのような意図で作成されたものなのかどうかというのは今の答弁で大体わかりましたけれども、このガイドラインを策定するに当たって、教育委員会でも平成31年3月5日に話し合われておるようですが、このときに教育委員の方からいろんな質問があったかと思うんですけど、どのような質問があったか、お答えください。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

それでは、教育委員会の中でどのような話し合いがあったかということでございます。

教育委員会の中では、先方議員さんがおっしゃったとおり、平成31年3月5日に開催しました定例教育委員会の中で、このガイドラインについては議決をされております。この会議の議案の説明の中で、スポーツ庁が2018年3月に策定いたしました運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン、また文化庁が策定しております文化活動に係るガイドライン、それから県のガイドラインを踏まえて本町のガイドラインを作成いたしました経緯、それから作成に当たりましては校長会との協議を行ってきたこと、それからスポーツ庁のガイドラインそのものではなくて、本町独自のガイドラインを策定したことの説明をさせていただきました。

ここの場の中では、委員さん側から特に御質問等はございませんでした。ただ、スポーツ庁や県のガイドラインの詳細につきましては、この場では説明しておりませんが、平成30年4月の教育委員会におきまして、スポーツ庁のガイドラインの資料とともに説明をさせていただきました。そのときの会議の中では、委員さんから、複数校合同チームの大会参加など、大会運営の見直しについて、合同チームをつくるという手だてがあるものの、根本的には学校統合を進めていくことが必要だと考えさせられたという御意見がございました。以上です。

(3番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

ただいまの御答弁の中では、教育委員さんからほとんど何も質問がなかったと。その前に、スポーツ庁のガイドラインについては、1年前の平成30年4月の教育委員会で説明をされたということですが、そのときも学校の統廃合がどうだというような話があったというふうに認識をしましたが、愛知県のガイドラインが策定されたときに、これを教育委員会では説明をされなかったんですか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

愛知県のガイドラインにつきまして、策定がされた時点では、教育委員会の中では細かい内容については説明しておりませんでした。教育長の報告の中では、県もガイドラインを策定しておるといふことの報告はさせていただいておりました。以上です。

(3 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3 番（片山陽市君）

基準とすべきというか、指針とすべきガイドラインを説明せずに、町のガイドラインだけ策定して、教育委員会の皆様方が納得されたということなんですけれども、それについてはやむを得ん部分もあるのかもわかりませんが、校長会でも説明されたと言いましたが、校長会でも同じようにやられたんでしょうか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

町のガイドライン、校長会の中でどう説明されたかということだと思いますが、町の校長会につきましては、このガイドラインを作成するに当たりまして協議をさせていただいておるわけですが、平成31年2月の校長会議でこちらの部活動指導のガイドラインの案を説明しまして、御意見を伺いました。

その中では、現在の決定いたしましたガイドラインと少し違う案を示させていただいておりましたが、違っているところにつきましては、中学校の部活時間につきましては、平日2時間程度、土曜日・日曜日は3時間程度とするという活動時間の規定が当初の案には入っていません。もう一点は、対外試合等により長時間の活動を行う場合には、事前に校長に届け出を出して承認を受けるという規定を当初は設けておりましたが、決定稿では入れております。

この校長会議での意見の中では、具体的な活動時間の中に準備や片づけとか、そういった時間も入るのかという御質問ですとか、3時間程度とか、そういうのは曖昧な表現ではないとか、あと活動時間については、スポーツ医学の観点から過剰な時間行うのは問題があるが、子どもたちの運動する時間や機会が限られるので、活動時間を明記せず、土・日一日で練習を行わないという指針でよいのではないかという御意見がございました。これらの御意見を参考にして、また再度、3月の校長会議で町のガイドラインの案をお示しいたしました。以上です。

(3 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

校長会で活動時間について話し合われたということですが、確かにスポーツ庁のガイドラインにも愛知県のガイドラインにも、平日で2時間、土・日で3時間というような数字が示されています。それについて、本町の幾つかある学校の校長先生方が話し合われて削除したということであれば、それは学校側の意見として尊重しなきゃいけない部分だと思うんですけども、スポーツ庁のガイドラインからいきますと、この本町のガイドラインを参考に各学校が活動方針を定めるということになっています、校長先生が。それは、校長先生が定めたものを、今ここの役場では保管をしておるといったことはされておるんでしょうか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

各学校が定めるとされている学校のガイドラインにつきましての御質問ですが、こちらについては、小学校をあわせまして、中学校の分につきまして、こちらのほうで一部提出をさせていただいております。以上です。

（3番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

それらの学校のガイドラインは、一応公表することにされていますけれども、このスポーツ庁のガイドラインによりますと、ホームページへの掲載等により公表するということになってはいますが、実際にホームページを見させていただくと、公表されておるような状態ではありません。どこに行ったら見られますか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

学校のガイドラインの公表の関係でございますが、学校が作成いたしましたガイドラインにつきましては、ホームページに公表等ということございまして、この意味につきまして、保護者ですとか、生徒にしっかりわかるようにしなければいけないというふ

うに捉えております。その意味で、各学校では、部活動には懇談会ですとか、PTAの総会などの場で保護者のほうにお示しをして説明をするように依頼をしましたので、そのように公表されていると思いますが、こちらのほうの活動方針を見るためには、学校に行っていただくか、町教委のほうでも御用意してありますので、そちらの閲覧は可能です。以上です。

(3番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

ぜひ一度見せていただきたいものですが、スポーツ庁も愛知県もホームページ上でやっぱり公表されております。南知多町のこの紙は、下さいとって僕はもらったものです。これも実際には南知多町のホームページでは公表されていないということです。比較する上でも、南知多町のガイドラインあるいは学校のガイドラインも、南知多町の教育委員会のページでもいいものですから、公表していただきたいと思います。

それでは、(3)のほうをお願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

御質問1-3、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることのないよう、複数校の生徒が拠点校の運動部活に参加する等、合同部活等の取り組みを推進する考えはあるかにつきまして答弁させていただきます。

町のガイドラインにも示しておりますが、既存の部活動におきましてチーム編成ができず、合同チームを編成する場合は、当該学校間におきまして十分協議し、生徒とその保護者の理解を得て進めていくものとしております。

合同部活動におきましては、例えば練習日ですとか、練習時間をどうするのか、それから練習場所をどうするのか、それから練習の場所へ行くまでの交通手段、あと顧問の派遣をどうするのか、チームワークあるいは逆に所属学校への帰属意識をどう保つのか、各種大会への参加資格を満たせるのかなど、幾つかの課題があるものと認識しておりますので、協議に当たっては慎重な検討が必要であると考えております。

また、現在学校規模の適正化につきまして検討を進めているところでありますので、

今後策定予定の適正化計画を見据えて、合同部活の可能性も検討する必要があると考えております。以上です。

(3番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

一番最後に学校規模の適正化の話がちょっと出ましたけれども、学校規模の適正化によって学校が幾つになるのか、ちょっとまだわからないし、統廃合が行われるかどうかも決定していない状態ではあります。生徒の気持ちを優先するということから考えますと、生徒のやりたいスポーツとは何かということをも本来把握する必要があるんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

生徒の気持ちを把握する必要があるのではないかという御質問であります。

確かに議員おっしゃるとおり、生徒の要望、希望というのを把握することは必要であるとは思いますが。ただ、その要望を伺った先で、その要望に沿った部活動をどうしていくのかということにつきましては、限られた生徒数ですとか、限られた教員の数、それから活動場所とかがあって、学校における検討が必要になってくる事項とは思いますが。

(3番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

先日、学校教育課で部活動の種類だとか、生徒の数だとか、いろいろちょっと確認をしたんですけども、町内の中学生、確認した当時の人数なので、若干変動があるかもわからないですけども、5つの中学校で男子が214名、女子が176名、合計で390名です。学校の規模が適正であるという考えからすると、この合計390人というのは多いのか少ないのか、どうお考えですか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

学校の規模の適正というふうなことの御質問だと思いますが、現在の段階で町教育委員会のほうが考えております学校規模、どれぐらいの数、生徒数が適正かというふうな考えにつきましては、中学校におきましては、各学年でクラスがえがができる人数というふうに決めております。したがって、中学校1年生では71人以上、それから中学校2・3年生ではそれぞれ81人以上の生徒数が望まれるというふうの方針はつけております。以上です。

（3番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

ただいまの人数は最低という意味だと思うんですけど、先ほど私の言った390名というのが多いか少ないか、これをちょっとお答えください。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

先ほど答弁させていただきましたのは、現在の時点で、教育委員会のほうが学校適正化を検討する際に、町の教育委員会の方針として定めた数を言いました。現在の町内の学校の児童・生徒、これは多いか少ないかということでありますと、ほかの知多管内の学校に比較をしましても、それほど多くはない、多分中間ぐらいの数になるかと思っておりますので、多いか少ないかということでは、中ぐらいかなという感じを持っております。

（3番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

少し調べましたら、隣町の中学校は、1中が300人程度ということですがけれども、ちょっと質問を変えますが、今、私が少しかかわっておるサッカー少年団に所属する小学生の保護者の方から、中学校に行ってもサッカーを続けたいという話がありまして、内海地区じゃないもんですから、ほかの地区からも内海中学校に通わせたいというような御意見があるんですけど、こういったことは可能なんでしょうか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

今の御質問の中で、サッカーをしたい中学生が、ほかの地区から内海に通うことができるかという御質問ですが、議員御承知のとおり、サッカー部については内海中学校にしかない部活でありますので、内海中学校以外の学校の子が、サッカーをするために内海中学校に通うということだと思えます。

現在、町の学区につきましては、町立小・中学校の通学区域に関する規則によりまして、内海中学校の通学区域は、大字内海、大字山海となっておりますので、基本、この住所に生徒が住んでおれば通うことは可能であります。それ以外の方法といたしまして、学区外通学という制度がございます。これは、保護者の申し立てによりまして、教育委員会のほうが認めれば、学区が違ってても学校に通えるという制度であります。

議員おっしゃられたように、サッカーの部活をするためにという理由で就学する学校を変更するかどうか、これにつきましては、もともとの学区の学校ですとか、就学希望の学校との調整も必要になってきますし、保護者の方ですとか、生徒の方とか、十分教育委員会で話をいたしまして、相談をしまして、判断をしていくことでもあります。ですので、できることかできないとかというのは、まだこの場でははっきりと申し上げられません。以上です。

（3番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

可能性があるんでしたら、ぜひ進めていっていただきたいと思えます。

というのも、先ほどから出ています中小学校体育連盟の基準からいきますと、合同で部活動を行う場合は、1チーム、例えばサッカーですと、11人に満たない学校が2校で合同して出る。要は、6人ずつおれば12人になるので、出られますよという基準しかないんですね。現在の南知多町の状況からいきますと、サッカーは内海中学校しかないの、豊浜中学校、師崎中学校の生徒たちは、サッカーの大会に出られないということなんです。

こういったことを解消するために、拠点校をつくって、南知多の合同チームで出られ

るように何か考えていっていただけないかなあということで、今回の拠点校という質問をさせていただいたんですけど、学校規模適正化によって学校の統廃合が決まるか決まらないのか、わからないですけれども、それに先立って、部活動だけ例えば合同でやると。統廃合が成立したときには、スムーズに環境になれやすくするためにも、事前に合同でやるということは考えられませんか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

合同部活ですとか、拠点校をつくってやる方式について、統合とかということではなくて、事前にやることはできないかという御質問でございます。

現在、教育委員会の中では、学校の適正規模についての検討を始めております。これにつきましては、統合するかしないかということではなくて、どのような環境であれば、子どもたちにとって一番よい環境であるかということを決めるためのものであります。ですので、その中で、今、小規模化が進んでおる地域の現状がありますので、部活動についても、統合するにもしないにしても、どういうあり方が望ましいかという検討についてはしていきたいと思っております。以上です。

（3 番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3 番（片山陽市君）

可能性があるのであれば、本当にお願いをしたいと思っております。

この質問は以上で、次の(4)をお願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

御質問 1 - 4、公益財団法人日本中学校体育連盟は、学校体育大会への参加資格のあり方について見直しが行われるよう、必要な協力や支援を行うとしているが、愛知県中小学校体育連盟知多支所に要望する準備はあるかにつきまして答弁させていただきます。

公益財団法人日本中学校体育連盟が主催する全国中学生体育大会の参加資格のうち、特に複数校の合同チームの参加規定は、あくまでも少人数の運動部による単独チーム編

成ができないことの救済措置であり、勝利至上主義のためのチーム編成であってはならないことを前提として参加条件を規定しています。その中には、個人種目のない7つの競技に限りまして、都道府県の中体連（中学校体育連盟）に承認されていることが条件とされています。

一方、愛知県中小学校体育連盟が主催します愛知県中学校総合体育大会に係る複数校合同チーム参加規定には、参加条件を、弓道を加えた8つの競技で出場最低人数、例えば軟式野球では9人ではありますが、9人に満たないチーム同士の合同及び出場最低人数を満たしていないチームと満たしているチームとの合同で、2校の間で編成するものとしています。

しかしながら、本町の中学校の小規模化が進むことにより、例えば2校の間での合同チームの編成だけでなく、3校以上の合同でないと必要最低人数を満たせないケースも可能性としては考えられます。その場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないように、練習だけではなく、大会にも参加できるよう規定の見直しを要望する考えはございます。しかし、複数校合同チームを編成することは、毎日同じ仲間との活動を続けていく中で、愛校心を育てていくという従来の部活動のあり方とは違う面があり、十分検討する必要があると考えます。以上です。

（3番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

合同チームをやっていただけてありがたい話ですけど、基本が、やはり部活動がないと合同チームが組めないというところがありますので、各学校にいろんな部活動をつくって、人数は少ないかもしれないですけど、合同でできるように、町内で合同でやるのが一番いいのかなとは思いますが、ことしだったか、去年だったか、ちょっとはっきり記憶がないですけど、サッカーの場合、中学1年の大会だとか、2年の大会だとか、そういった形がありまして、中学1年の大会の場合、内海中学校でも11人いないので、合同チームで出たということがあります。そのときの相手方の学校は青海中学でした、常滑の。じゃあ、常滑の青海中学と内海中学の合同チームができたときに、練習はどうしたか。ほとんど練習というか、親御さんに送ってもらうとか、そういうことしか考えられないんですけど、現実的に大会前に練習したのは日曜日1回だけです。

それで、じゃあ勝てるか勝てないか。勝つためにやるわけではないので、出ることが、参加することに意義があるなんて昔ありましたけど、そんなことで大会に参加していません。

先ほどおっしゃった愛校心なんていうのは、ここにはかけらもないわけで、その愛校心を育むだとかいうのは大人の考え方なのかなというふうに思いますけれども、そういう形で、町内で合同チームができるような動きをぜひお願いしたいと思います。

それじゃあ、5番へ行ってください。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

御質問1-5、スポーツ庁が平成29年度に行った体力・運動調査によると、運動をしていない中学2年生のうち、「興味がある」または「好きなスポーツがあればやりたい」と答えたのが、男子42.9%、女子59.1%と約半数の生徒がスポーツをやりたいと考えているようです。本町では、このような調査を行ったことはあるか。生徒のニーズに合わせた部活動を新設するなどしてふやす考えはあるかにつきまして答弁させていただきます。

議員御指摘の調査結果は、スポーツ庁が行いました平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の項目の中で、学校の運動部や地域のスポーツクラブに所属していない中学2年生のうち、「どのような条件があれば運動部活動に参加したいと思いますか」という質問に答えた生徒の割合であります。この調査は、各学校が各児童・生徒の体力や運動習慣、生活習慣等を把握し、学校における体育・健康等に関する指導などの改善に役立てるため、毎年度、全国の小学校5年生全員と中学校2年生全員を対象に行っているものであります。したがって、本町の全中学校におきましても、この調査は実施しております。

次に、生徒のニーズに合わせた部活動を新設するなどして、ふやす考えはあるかという御質問であります。今年度の町内各中学校の運動部数は、内海中学校男子2、女子が2、豊浜中学校では男子が3、女子が2、師崎中学校では男子が3、女子が3、篠島中学校では男子が2、女子が2、日間賀中学校、男子が2、女子が2でありまして、小規模化のために部活動数は確実に減少しており、部員もほとんどの部活動で減っています。

こうした現状の中で、生徒のニーズに合わせて部活動数をふやすことは、既存の部活動への影響、部活動顧問の人数の問題、練習場所の確保などの課題があり、全ての生徒のニーズに応えていくことは難しいと考えます。また、生徒のニーズの変化による設置部活動の種目の変更につきましても、既存の部活動継続希望者との調整、複数校合同チームの検討、指導体制の確保などの課題があり、学校内あるいは複数校合同チームの当該学校間の調整が必要である問題と考えます。

本来、校内の部活動につきましては、学校、地域の実情に合わせて、それぞれの学校が判断すべきものでありますので、町の教育委員会が指示をするものではないと考えております。学校規模の適正化に対する方向性が出てきた段階で、各学校とは検討していきたいと考えております。以上です。

(3番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

今の平成29年に行われたアンケート調査に全国の学校がかかわったということで、町内の学校もそのアンケートに答えておるんでしたら、その内容について少しお答えいただければと思います。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

スポーツ庁の行った調査の結果についてであります。先ほど答弁いたしました、この調査は毎年度行われておりまして、直近で把握しておりますものは、平成30年度の調査の結果であります。

そちらについて報告をさせていただきますと、まず「学校の部活動や地域のスポーツクラブに所属しているか」という質問では、「文化部」や「所属していない」と答えた生徒は、全体5中の中のトータルでいきますと、男子が2人、割合でいきますと3.2%、女子が19人、割合は29.7%でした。

次に、「どのような条件があれば運動部活動に参加したいか」という質問では、「好きな運動やスポーツが行える」と答えた方、これは複数の回答の中の選択制になっておりますが、男子で2人、これは100%、女子では11人、割合でいきますと78.6%でござ

いました。以上です。

(3 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3 番（片山陽市君）

運動していない人も、まだやりたいという人がお見えになるようですので、いい結果だなあとと思います。

私ども、私どもと言っちゃいかんのかな、南知多にはサッカーの少年団というのが小学生の年代で2つあります。女子では、バスケットボールを活動しているのが1チームあります。ある女子の親の方から、師崎中学校にはバスケットボール部がないんだと。師崎中学校でも、わざわざミニバスケットボールに通っている女子生徒がお見えになると。その御父兄たちが、師崎中学校にもどうしてもバスケットボール部をつくってほしいんだよというような話も聞こえております。同じように、サッカーに関してもやりたいというふうで意見を聞いております。

今、私どもがかかわっておる南知多サッカースポーツ少年団というのは、内海を拠点としてやっているわけですがけれども、今現在8つの小学校から児童が通っています。美浜が5つ、南知多が3つかな。愛校心みたいなことはなくて、やっぱり同じチームに所属すれば、チームのために一生懸命頑張ると、自分のために一生懸命頑張るという状況さえつくってあげれば、学校がどうのだから、そういったことは全く関係なく活動できますから、合同チームというのは早々に実現していただきたいと考えています。きょうの教育部長の答弁を大体聞きますと、どちらかという、やはり大人の目線で考えていて、子どもが優先されるということがないのかなあというふうを考えられました。

このスポーツ庁のガイドラインを見ますと、あくまでも子ども、生徒を優先しましょうねと。スポーツ庁ですから、文化部のことは全く書かれていないんですけど、運動のことしか書いていないんですけど、愛知県に関しては、部活動は運動部も文化部も区別なく書かかれています。同じように、南知多町でもそのように捉えることができるんですけども、運動部活動、これって生徒のために必要であるとずうっと思っていますので、何とか子どもたちに続けさせてあげたいなというふうを考えていますけど、最後に町長、もしよかったら御意見で結構ですので、お伺いさせていただきたいと思いますが。

○議長（藤井満久君）

教育長。

○教育長（高橋 篤君）

今、町長への御指名でしたけれども、教育に関する分野ですので、かわりに教育長の高橋が答弁をさせていただきます。

その前に、先ほどの教育部長の答弁の中で一部訂正をさせていただきます。

クラスがえに必要な人数というところで、1年生が中学校71名、2・3年生が81名というふうに答弁をいたしました。これ正確には36名と41名でクラスがえができますので、そこがちょっと違っていたかなあというふうに思っていました。ただ、これはあくまでも最低限の人数ですので、これで部活動が充実していくかという問題とは、また別の次元になっていくというふうに思われます。

それから、学区外通学についてのお話がありましたけれども、これにつきましては、例えば人間関係のもつれなどで学校に通えない、そういういろんな事情を抱えている子どもたち、それから保護者のために学区外通学は認められているんですけども、これについては、部活動についてもある程度弾力的に考えていきたいというふうに考えています。ただ、中学校は部活動をしているだけではありません。いろんな勉強もしますし、それまでの友達との人間関係もあるわけで、学校がかわることによって、そこら辺が切れてしまう部分も心配されます。ですから、そういう部分を総合的に判断し、保護者の方とお子さんで相談をしていただいて、学区外通学、どうしてもという部分があれば、認めていきたい方向でいきたいと思えます。

それから、先ほど御質問いただいたことなんですけれども、小・中学校の適正化につきましては、現在アンケート調査の結果の分析中ですので、まだはっきりしたことはわかりませんが、結果が出てくれば、何らかの動きをとることができるというふうに考えています。

それから、部活動の合同チームにつきましては、先ほど教育部長が答弁しましたとおり、合同チームができないとは考えていません。これも、小・中学校の適正配置の方向性が出てくれば、それに応じた対応を考えていきます。ただ、合同チームとはいっても、毎日一緒に練習できるわけではないし、毎日チーム練習ができるわけでもありません。そのことを保護者や生徒の皆さんが十分承知した上で、必要とあれば、大会主催者に町の状況を理解していただいて、その上で要望していこうと考えています。

さらに、ここで忘れていけないことがあると思っています。子どもたちの参加する大

会には相手があるということです。南知多町の立場としましては、子どもたちが充実した練習を積み重ね、その成果を試す場として大会への参加を考えていきたいと思いますが、相手チーム、お子さんや保護者の方たちがどういう気持ちで対戦してくるのかというのが十分わかりません。かつて、部活動の大会では、それぞれの学校を代表し、その名誉のために戦うという一面がありました。時代の流れの中で、こうした部分が変わってきているのかもしれませんが、複数校の合同チームに対してまだなじみのない今の段階では、幾つもの学校が合同で構成しているチームに対して、相手チームの保護者の方々、選手の皆さんはどう感じるのか、違和感はないのか、気になるところです。そのような状態では、大会に参加する本町の生徒もすっきりしない部分があるんじゃないかなあと思います。ですから、こうしたことへの配慮も忘れずに、このことは進めていきたいというふうに思います。

南知多町の実情をしっかりと伝え、理解を得た上で、大会参加への方向へ進めていきたいと、要望していきたいというふうに思っております。中学生にとって、部活動の大切さは十分にわかっているつもりです。可能な限り生徒の皆さんの声を聞き、町内の小・中学校のあり方、これからの部活動のあり方をみんなで考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（藤井満久君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

根っこは片山議員と同じところが多いので、町長としての立場と私人としての意見がまじったところがあるかもしれませんが、可能な限り、町長としての立場からお答えをさせていただきたいと思っております。

今、前段で教育長のほうから答弁をさせていただきました。これが、今、我々南知多町の教育委員会が考えているスタンスであります。それにつきましては、部活動もそうですし、学校の教育、小・中学校のあり方、その環境それぞれが子どもにとって適した環境をつくるということが大事だということは共通でございます。

その中で私が考えているのは、安定したそういう環境がつかれるかどうかが一番大きいなあと思っております。どういうことかといいますと、子どもたちの思いを実現させてあげたいというのはずうっと一緒だと思います、全ての方々が。その中で、まず親の、家族の支え、地域の支え、校長さんを含めた教師の考え、それをその周りを取り巻く教

育組織の考え、これらが、地域の中には我々行政の支えもありますが、そういうものが全て安定して共通認識にならないと、子どもたちが目指す、少ない子どもたちにもチャンスを与えてあげたいという環境をつくるのに、安定した環境ができるかなという具体的な面で悩んでおるところであります。

教育長と全て、町長が考え方は同じではございません。今、片山議員がおっしゃった面で、かなりの議論をずうっと続けておる中で、どうしてもそういう環境をつくるのに当たりまして、私の3期目の公約の中にもございましたが、学校の適正配置について積極的に取り組みますと明言をいたしております。それに対しまして、積極的に教育委員会部局で今動きを出してくださっておられます。その環境の中でのアンケートにつきましては、今分析中でございますし、その方向がどうなるかということに関しては、今からの地域の聞き取りも含めまして、方向性が今年度内に、私たちのスタンスがはっきり示せるようお願いをしているところであります。

その中で、教育長が申したように、合同につきましても、学校拠点制制度につきましても、統一した方向を選択肢としての中にあれば、なくてもそれに向かって、できるだけ早く適正配置の中での意向を酌んで、やれるものはやっていきたいと今言っておりますので、私たちはすぐやらんと救えんじゃないかという気持ちでずうっとおったんですが、具体的に先ほど申し上げましたように、安定した学習環境、それから部活の環境を整えると。ことしはできるけど、来年はできないという苦労した思いがありますが、そういうことがないような提供をするには、教育委員会、教育長の今の考えで、私は今はいいかないかと思っているところが、私の今の思いでございます。

(3番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

教育長、町長、貴重な御意見ありがとうございます。

可能性としてあるのかなというふうにちょっと感じました。さらに、愛知県中小学校体育連盟の会長さんとも少しお話をしたんですけれども、学校の校長先生がまず許可を出して、その上で大会の主催者がいいよということであれば、出ることは可能だとおっしゃっています。ですから、何とか合同で出られるように、これからも少しずつでも努力をして、子どもたちのために、ちょっとでも助けになるんだったら頑張っていきたい

なあと僕も思いますし、御協力のほどもよろしくお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

以上で、片山陽市議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時40分といたします。

〔 休憩 10時27分 〕

〔 再開 10時40分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

次に、5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

高齢者の日常生活の見守りと配食サービスの充実をという点、それから障害者手当の充実と課題について、そして主権者として投票しやすい条件づくり、この3つについて一般質問をさせていただきたいと思います。

それでは、読み上げてまいります。

1. 南知多町は、令和元年7月31日現在では総人口1万7,795人、65歳以上の人口は6,541人で、高齢化率36.7%になります。このうち75歳以上は3,480人で、後期高齢化率19.5%になります。つまり、10人のうち約2人が75歳以上の町となっています。ひとり暮らしで75歳以上の方の役場職員の見守り数は、平成31年4月時点で対象者が342人だそうです。高齢者の命の安心・安全の確保、確認と見守りは不可欠です。とりわけ、食事の確保と見守りのための配食サービスの充実は高齢者の命の問題であり、南知多町が今後さらに力を入れるべき施策であると考え、以下のことを質問します。

1-1、本町の高齢者配食サービスの事業は、要綱によると、原則週5回以内の配達しか見守り補助が認められていないです。孤独死等、高齢者の安心・安全を確保するために、東浦町や半田市のように、週7回の配達見守りの補助制度にするべきと考えますが、いかがでしょうか。

1-2、委託の各事業者においては丁寧な見守りがされております。現在1食当たり150円の委託単価を200円以上に引き上げることが必要であると考えますが、これもいかがでしょうか。

1-3、利用者が昼・夕の配達を利用した場合、業者に対して1日1回ではなく、昼・夕の配達見守りへの委託費を出す仕組みに変えることが必要ではないか。つまり、1日2回ですね。

2番、障害者手当の充実と課題についてお聞きします。

知多半島では、それぞれ市町独自で障害者に対する扶助費として、障害者に手当等が支給されております。南知多町は、基本的に身体・知的・精神障害とも同じ金額となっております。月額で、身障1・2級、療育A、精神1級、身障3級プラス療育Bは4,000円、身障3級、療育B、精神2級は3,000円、身障4級、療育C、精神3級は1,500円、身障5・6級は1,000円です。消費税の増税も予想されており、障害者の生活の援助が必要です。障害者手当の充実のために以下の質問をします。

2-1、阿久比、武豊、美浜、東浦各4町の障害段階の手当、扶助費はどのようになっているか。

2-2、南知多町は5町の中で一番手当額が少ない。少なくとも近隣の美浜町のレベルに合わせる必要があるかどうか。

2-3、介護保険制度の要介護認定4・5の方は、基本的に障害者であり、身体障害や知的・精神障害者として認定し、大府市のように障害者手当を支給できるようにすることが必要と考えるかどうか。

最後であります。3番、主権者として投票しやすい条件づくりのために。

令和元年7月21日執行、参議院議員選挙比例代表の投票率は、全国では48.80%で、24年ぶりの50%割れの選挙でした。南知多町は48.49%で、全国平均よりも悪い投票率です。南知多町において、主権者としてその権利をしっかりと保障できる選挙制度にするために質問します。

3-1、高齢化に向けて、投票しやすい投票所を各地区でさらに増設してつくる必要があるかどうか。

3-2、特に期日前投票について利便性を考え、両島以外でも、役場本庁だけでなく各地区に投票所をつくる必要があるかどうか。

3-3、LGBTの方々が投票しやすい環境に対応するために、県選管の事務取扱要領の運用指導を参考に、男女別に区別した投票入場用紙や投票所の男女別の受け付け方法を改善することが必要ではないか。

3-4、ポスターの公営掲示板の設置場所が、住民の目に届きにくいところにあった

り、間隔が近い場所にあったりしている。それぞれの地区の設置場所の再工夫をすることが必要ではないか。

3-5、投票所内で記入する場所の前に張ってあった候補者の名前が、文字が小さ過ぎて見にくいため、高齢者の方が困ったとの声がありました。高齢者が見やすいような倍以上の文字に改善すべきと考えるが、どうでしょうか。

再質問は、自席でそれぞれまたさせていただきます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

それでは、御質問1-1、本町の高齢者配食サービス事業は、要綱によると原則週5日以内の配達しか見守り補助が認められていない。孤独死等、高齢者の安心・安全を確保するために、東浦町や半田市のように週7回の配達見守りの補助制度にするべきと考えるがどうかにつきまして答弁させていただきます。

配食サービス事業につきましては、平成22年度から業者委託により、ひとり暮らしの高齢者の方などに見守りを兼ねて食事を配達しております。要綱では、原則、昼食を平日週5回以内で実施するものとするが規定されていますが、昼食の配達回数につきましては、事前に町職員が利用希望者の自宅を訪問して、日常生活の状況や介護サービスの利用状況などを確認し、御本人や御親族などの希望をお聞きした上で決定していますので、見守りが必要であれば、土・日も含めた事業者の営業日の範囲内で柔軟な配食サービス事業を実施しております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

では確認します。

それでは、土・日も配達してほしいといった場合については、配達をするということではよろしいでしょうか。町としては配達のこのサービスを、いわゆる150円をつけて配達するというサービスもやると。7回あれば、7回でもいいんだということではよろしいでしょうか。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

ただいまの再質問で、土・日を含めたということで、先ほど事業者の営業日の範囲内ということをお願いしました。事業者は、今4つの事業者の方がやっただいておるわけですが、その需要によりまして、定休日があれば、それを受けてやっただけの方の都合もあるということで、全てではないですが、一応土・日については3事業所が対応しておるということで、1つの事業所はちょっと都合でやっていないところはありますが、できるだけ要望にはお応えしておるという状況でございます。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ちょっともう一回確認します。

そうすると、じゃあ7回行くまでは、今要綱では5回、150円出すということになっておりますけれども、じゃあ7回、土・日も配達するというふうなことで、そういう形になれば、土・日分についても150円をその業者に支払うということによろしいでしょうか。

○議長（藤井満久君）

保健介護課長。

○保健介護課長（田中直之君）

必要があれば、土・日等も委託料を含めて支払うのかという御質問なんですけれども、配食サービスを希望される御本人だとか、離れて暮らす子どもさんの中には、やはり日に1回は何らかの形で安否の確認が必要と思っている方も少なくないとは思っております。介護保険制度の中でデイサービスだとか、ホームヘルプサービスの利用日につきましては、介護職員の目が入っておりますので、配食サービスによる見守り事業は対象外ではございますけれども、職員の面談の中で御本人の希望だとか、本人の持病だとか、生活習慣だとか、そういったところを確認した上で、事業者の営業日の範囲内で柔軟な配食サービスを実施していくということでございますけれども、必要であれば週7回の利用も可能であると考えております。

(5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

私ども、ある業者と懇談させていただきまして、この方は364日届けているんですよ。土・日、シャッター等は閉まっていますが、しかし中で弁当をつくるために実際働いているんですよ。1日だけは、正月、元日だけは親族の方がやっていたというようにことらしいですけど、そういう形で実際には安否確認ということで、しっかりとそういう点で私たちはやっているの、やっぱりそこら辺の手当ということはしっかりとやってほしいと。

今、お聞きして安心しました。柔軟なやり方で7日間も利用可能であるということの確認をしましたので、ぜひともその立場で取り組んでいただきたい。まさに今から南知多町は高齢者が大変ふえていきます。今現在でも、要介護の3・4・5の方でも150人、実際に居宅支援サービスを受けておられます。これ、平成30年度のデータですけど。所得段階のいろんな段階のサービスもありますけれど、実際の要支援から含めれば、505人の方が既に介護保険などの適用がされるような町になっているんですね。だから、役場の職員の方は非常に努力されて、要するに、ちゃんと生命が維持されているかということを確認されていると思いますので、敬意を表しますけれど、やはりいろんな場で高齢者の方が孤独死をしないような施策をつくっていききたいと、私たちもつくっていききたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

じゃあ、2番をお願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

続きまして、御質問1-2、委託の各事業者においては丁寧な見守りがされている。現在1食当たり150円の委託単価を200円以上に引き上げることが必要であると考えがどうかにつきまして答弁させていただきます。

委託単価につきましては、事業開始当初は1食当たり100円で事業者の方をお願いしておりましたが、平成25年度から150円に増額した経緯がございますので、今のところ増額は考えておりません。以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

ここで、ある事業者の方から私に手紙が来まして、なかなか切々とした内容ですので、ちょっと読み上げさせていただきます。

これはある事業者の方です。

私は、毎日お弁当の配達をしております。台風の時、雪の時、大変なことはいっぱいあります。心を込めてつくったお弁当をひとり暮らしのおじいちゃん、おばあちゃんに両手で差し出し、顔を見ながら話をします。その様子を見ながら、ほっとしたり、心配になったりします。じいちゃん、ばあちゃんは私の親、私より若い人は私の弟や妹、かわいい小さな子は私の孫、そう思いつくっております。配達の間、家にいなかったりすると、心配で畑を探して回りました。一人一人に深い思いがあります。その人その人を思いながら配達をしております。ぜひ利用者の150円を少しでも上げていただきたい、補助を上げていただきたい、このように考えております。

もっと別な要望もありましたけれど、そこだけちょっと取り上げさせていただきました。このような形で、その方は確実に毎回弁当を配達したら、その人と相対して、ちゃんときょうもしっかりと生きてみえますねと、頑張っ生きていきましょと、そういうことを励ましながら、この業者の方はやってみえるんですね。だから、やっぱりそういう点では、150円というのは、南知多は大変安い値段となっております。

ほかの自治体に比べれば、例えば美浜町の配食サービスのお金は幾らですか。

○議長（藤井満久君）

保健介護課長。

○保健介護課長（田中直之君）

再質問の美浜町の配食サービスのお値段はということで、金額のほうは670円ということで、そのうち町負担分が350円になっております。以上でございます。

(5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

今、美浜町の直近の数字を言っていただきました。私がちょっと調べたところ、阿久比町でも助成金は290円です。これは一昨年ですので、ちょっとデータが古いので、間違っているかもしれませんが、自治体キャラバンの数字であります。それから、東浦町でも330円です。そして南知多町が150円、武豊町も、実際にここはボランティアがやっているということで100円だそうです。あと、いろいろな自治体を見てみても、大府なんかは250円です。

だから、やはり南知多町のこの150円というのは、美浜町と比べてみても、もう少ししっかりと、業者の方が頑張ってみえるわけですので、10円でも20円でも、この見守り手当を改善していくという方向にさせていただきたいと考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

この事業につきましては、議員がおっしゃるとおり、本当に事業者の方に、地域のひとり暮らしの高齢者の方に対してボランティア的な意識で配達、見守りをやっていただいているのかなあというふうに認識しております。もともと南知多は、地域の結びつきが強いということで、こういう意識を維持していくとか、醸成していくとか、それが、今私どもがやっている地域包括ケアシステムの構築ということの基本かなあというふうに考えておるわけですが、このような地域の御厚情といいますか、思いやりに期待しつつ、せめてガソリン代ぐらいは役場のほうで出してはどうかという考えで当初事業を開始したということでございまして、配達見守り事業ということで採算を考えれば、人件費を考えれば、全く採算が合わないということにはなるわけですが、そもそもそういった趣旨で始めたものではないということで、先ほど本当に温かい内容のお手紙だとは思いますが、そういうところに期待して始めた事業であるということで御理解いただきたいなあと思います。

今後、その金額については、もしそういうことで事業者の方から要望等があれば、検討していくのかということにはなるかと思いますが、今のところボランティア的なことでやっていただいておりますというふうに考えております。以上です。

（5 番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

要綱も、やはりその趣旨はボランティアであるということは書いていないですよ。これはどう書いてあるかという、結局ひとり暮らしの高齢者等に対し食事を配達することは、食生活の改善及び安否の確認を行うことを目的とすると、明確にですね。この趣旨がボランティア的にやるんだというようなことは書いていないですよ。特に配食サービスを利用して、食事を利用者の居宅に配達するとともに、その該当利用者の安否を確認し、異常を認めたときは関係機関への連絡等、必要な措置を講ずるものとする。半分ある面では、業者に対しての義務づけの要綱もちゃんとつくられているわけですね。だから、そこの認識はちょっと変えていただかないといかんのじゃないかと思うんですね。要綱そのものはそうになっています、ちゃんと。

まさに武豊なんかは完全にボランティアで、本当に適正な価格を提供していないという、100円だけ出すというような形になっているようですが、南知多町においては、こういう業者の方にやっぱりしっかりと毎回弁当を届けていただいて、それでその様子を確認すると。それも大きな南知多町としての行政の仕事なんだという位置づけを、少しでもこの方たちに、頑張ってみえる方にやっぱり支援することが私は大変大事ではないかと思うんです。これから恐らく食事につくれない高齢者の方がどんどんふえてきます。まだ今は15名ですかね、今のところ。そのぐらいの程度の方なんです、参加してみえる方が。だけど、業者の方がおっしゃることには、なかなか言い出しにくいんだと、この制度を使うこと自体が。申請をして、許可を得て、チェックを受けて、それで初めてこういう配達にしてもらえることになる。だから、非常に使いにくい。だけど、弁当は食べなきゃいけないからというふうな形で、非常に困難を抱えている方がたくさん見えるんだということをおっしゃっていました。

なので、そういう点では、本当に行政の姿勢として、この頑張ってみえる委託業者に対して、やはり今150円を200円、もしそれができないなら170円でも、やっぱりその誠意を見せるということを本当にしていただきたい。今後検討するというふうにもおっしゃられましたので、ぜひともそこら辺のところ、よろしく願いいたします。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

それでは、御質問1－3、利用者が、昼・夕の配達を利用した場合、業者に対して1日1回ではなく、昼・夕の配達見守りへの委託費を出す仕組みに変えることが必要ではないかにつきまして答弁させていただきます。

配食サービス事業につきましては、1日1回、昼食の配達時における見守りを目的に実施しております。行政による見守り事業につきましては、公助としてどこまで実施すべきかという判断になりますが、今のところ夕食の配達見守りについては実施する考えはございません。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

これも業者の方とお話ししておって、昼は私が配達するんだけど、夜は違う方が配達されていると。やはり2回、夕食も、それから昼食も配達業者に頼んでいるという場合に、とりわけそういうふうな配達業者に頼んでいる方については、大変生活が困難な方だというふうに私は思います。それで、夕食も配達されている方については、それも見守りの一つの一環であります。昼はよかったけれど、夜に急に心臓麻痺が起きたと、そんなような方も高齢者の方に見えるわけですので、そういう点では、より安心・安全な制度として、土・日や、それから夕食や昼食の見守りに対しても、個別に、その業者に対しては、業者が違っていても、やっぱり出していくことが必要ではないかというふうに思っております。ぜひとも、それは業者の方たちもかなり同じような共通の願いを持ってみえましたので、再度検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

高齢者本人が望まない孤独死等は、行政としてはできるだけ対応して、避ける必要があるというふうに考えますが、例えば3人世帯で高齢者が1人、共働き夫婦の家庭があるような場合は、ほとんど日中独居状態だというケースがあろうかと思いますが、そうした場合に、その息子さんたちが、昼間、それじゃあ安否確認をしておるかという、ほぼ、ほとんどしていないんじゃないかと。場合によっては、夜、食事のときだけ顔を

合わせるみたいな御家庭もあろうかと思えます。

行政としてどこまで見守りが必要であるかという判断、先ほど申し上げたとおりなんですけれども、1日1回の見守りが十分とは言えないまでも、行政の責任として、責任を果たしていないとは言い切れないんじゃないかなあというふうに考えております。以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

わかりました。いろんな予算的な関係もありますので、行政の立場からのいろんなかわり方、どこまで必要かということも確かに検討する課題だと思います。しかし、やはり安心・安全な高齢者の生活を守っていくという、それからひとり暮らしの高齢者の生活を守っていく立場から、そういう要望がやっぱり委託業者のほうからもありますので、またこの問題についても検討していただきたいというふうに思います。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

続きまして、御質問2-1、阿久比、武豊、美浜、東浦各4町の障害段階の手当、扶助費はどのようになっているかについて答弁させていただきます。

障害者手当につきまして、本町においては、障害者の福祉増進を図るため、南知多町障害者手当支給要綱に基づき手当を支給しております。4町の障害段階の手当、扶助費につきましては、申し上げます。

阿久比町は、月額で、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神保健福祉手帳1級及び身体障害者手帳3級かつ療育手帳B判定は4,600円、身体障害者手帳3級、療育手帳B判定及び精神保健福祉手帳2級は4,000円、身体障害者手帳4・5級、療育手帳C判定及び精神保健福祉手帳3級は1,700円、身体障害者手帳6級は1,400円であります。

武豊町につきましては、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神保健福祉手帳1級及び身体障害者手帳3級かつ療育手帳B判定は5,800円、身体障害者手帳3級、

療育手帳 B 判定及び精神保健福祉手帳 2 級は 4,600 円、身体障害者手帳 4 級及び精神保健福祉手帳 3 級は 2,300 円、身体障害者手帳 5・6 及び療育手帳 C 判定は 1,800 円であります。

美浜町につきましては、身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 判定、精神保健福祉手帳 1 級及び身体障害者手帳 3 級かつ療育手帳 B 判定は 4,500 円、身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B 判定及び精神保健福祉手帳 2 級は 3,600 円、身体障害者手帳 4 級、療育手帳 C 判定及び精神保健福祉手帳 3 級は 1,700 円、身体障害者手帳 5・6 級は 1,000 円であります。

東浦町は、身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 判定、精神保健福祉手帳 1 級及び身体障害者手帳 3 級かつ療育手帳 B 判定は 5,600 円、身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B 判定及び精神保健福祉手帳 2 級は 4,300 円、身体障害者手帳 4 級、療育手帳 C 判定及び精神保健福祉手帳 3 級は 2,200 円、身体障害者手帳 5・6 級は 1,600 円であります。以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

ありがとうございました。今、詳しく述べていただきまして、その数字が皆さん方もよくわかったと思います。

つまり、南知多町と直近の美浜町を比べていただきますと、南知多町については、1・2 級のほうが 4,000 円、しかし美浜町は 4,500 円。3 級では、南知多町は 3,000 円、美浜町は 3,600 円。4 級のほうにいきますと、南知多町は 1,500 円、美浜町は 1,700 円。5・6 級については 1,000 円で同じでございます。やはり実際の格差が町の中で一番低いという点では、何らかの形でやってみなきゃいけないと思っております。

次の質問をお願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

続きまして、御質問 2-2、南知多町は 5 町の中で一番手当額が少ない。少なくとも近隣の美浜町のレベルに合わせる必要があるがどうかについて答弁させていた

だきます。

南知多町の手当額は、平成25年度に手当額を増額するとともに、新たに身体障害者手帳5・6級の方を支給対象としておりますが、4町と比較すると身体障害者手帳5・6級を除き一番低い額となっております。手当額につきましては、町の財政事情などから、現時点では美浜町と同額にすることは考えておりません。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ことしの予算、平成31年度の予算の中で、在宅障害者手当で月額4,000円が400人、月額3,000円が310人、いわゆる療育支援とか1,500円の方が250人、5・6級の方が1,000円の方が110人予算措置されています。3,618万円が予算措置されております。

実際にここの額を、例えば簡単に計算していただきたいと思うんですけど、200円程度上げるとしたら、どれぐらいのお金が必要ですか。

○議長（藤井満久君）

福祉課長。

○福祉課長（相川和英君）

ただいまの内田議員の手当額を200円ほど上げた場合の影響額について、答弁させていただきます。

それぞれの段階で200円上げまして、人数に掛けさせていただきますと、年額で約250万円ほどの増額となります。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

250万円の増額は、これは町にとって痛いのでしょうか。考え方にもよると思うんですけど、障害者の方、これから消費税が上がって、確かに障害者手当は年金だとか、そういうことはもらっていらっしゃる。自分の生活で、ただ手当だけで生活しているわけじゃありませんので。しかし、やはりなかなか困難を抱えた障害者の方が大変多いです。これもちょっと手紙というか、アンケートの中身を紹介します。

2017年に南知多町は障がい者計画をつくりました。現在、その障がい者計画で動いておるわけですが、そのときにアンケートをとっております。自立支援医療受給者1,257人に対して、回答が571人で、回収率45.4%のアンケートを回収しております。その中の、いろんな要するに声が、アンケートが寄せられております、生々しい声が。私はその一部を紹介します。

もっと親身な対応をということで、私は身体障害者4級ですけど、投薬代が高いので、少しでも安くなる方法が知りたいです。障害者は、障害があっても収入が欲しいので、もっと働けるところがあるとありがたいと思います。障害者手帳の使い方がよくわからない。関節リウマチを難病から外さないでほしい。生活が大変です。関節リウマチで、役場の福祉課で病院のお金が軽減される方法がありますかと問いかけたところ、「わからない、役場ではなく保健センター」と言われ、保健センターでも「これは役場の福祉課」と言われ、たらい回しです。結局わからずじまいでした。こんなアンケートをとって意味があるのか、もっと親身になってほしいですね。私たちは日常生活費が大事です。いろいろ知恵が欲しいのですと、こういうアンケート、これは40ページに書いてあります。その当時のアンケート結果の。

そういう中身が、切々とした障害者の声があるわけですよ。また、島の方のやっぱり配慮してほしいという声を、このときアンケートをとっております。

例えば船の料金が安い、交通の便が悪い、買い物がしづらい。島内に充実した医療機関がないために、週1で5日診療していると。医療機関への通院は、場合によっては名古屋方面への通院もあって、半島の人々よりも負担が大きいんだと。県、町の助成はいただいているが、少しでも負担を少なくしていただきたいと。また、病院に行くのに船に乗ったり、バスで通うのが大変なんだと。離島で、高齢者を車椅子で船にて病院、ショートステイに連れていくことは、介護するほうがとても体に負担がかかっておる。それから、台風または強風で海上観光船が欠航すると、医者が不在でとても不安だと、こんなような声が、これも37、38、40、43ページのところに書かれております。

やっぱり障害者の切実な願いからは、確かに障害者手当・年金などをもらっておって、一定の額はあるじゃないかという見方もできるかと思うんですけど、やはりここは少なくとも美浜町のほうにできる限り合わせていくと。いつも当局の皆さん方はそうやっておっしゃいます。なので、その努力をぜひともしていただきたいと思うんですが、100円でも200円でも。いかがでしょうか。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

この後の御質問とも同じような答えになるかと思うんですけれども、先ほど財政的な事情でということでお答えしておりますので、それについては町全体の財源ということにもなってきますので、そこで今のところは考えていないというお答えをさせていただきました。次のことにも関係するとは思いますが、今のところそういう考えでございます。

（5 番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

御質問 2 - 3、介護保険制度の要介護認定 4・5 の方は基本的に障害者であり、身体障害や知的・精神障害者として認定し、大府市のように障害者手当を支給できるようにすることが必要と考えるがどうかについて答弁させていただきます。

現在、大府市におきましては、議員がおっしゃるとおり、施設入所者を除く要介護の 4・5 認定者に対し、月額 6,500 円の心身障害者扶助料を支給しております。本町の要介護 4・5 の認定者への障害者手当の支給につきましては、現在では考えておりませんが、本町においては、施設入所者を除く要介護 4・5 認定者、身体障害者手帳 1・2 級及び療育手帳 A 判定の方に、年額 1 万 2,000 円の紙おむつ購入費に対する補助事業を実施しております。今後も、在宅介護の状況を把握し、要介護者及び家族の方への支援に努めてまいります。以上です。

（5 番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

ありがとうございます。先ほども、200円程度上げるならば250万円ぐらいだというようにおっしゃいました。今回この問題も、要介護の4・5の方についても、やはりこれは基本的に要介護4・5の方についてはほとんど寝たきりの状態の方が多いかというふうには私は思うんですね。そういう点では、非常にやっぱり困難を抱えている方なんだという形から、大府市においては扶助料を出しているという形になっているんです。

だから、南知多町も、やっぱり高齢者に優しい介護をする上では、高齢者に優しい町にしていく上では一定の支出で支えていただきたいと、こういうふうに思っておるんですが、先ほどの問題とあわせて、財政上の問題で250万円出せないんでしょうかね。関連しますけれど、そういうふうなことも、要介護者の4・5の方もそう大した数ではないと思っっているんですね。ここで要介護者の4・5だというと90人、約100人ですね、居宅介護サービス者で受けている方が。居宅介護サービスを受けている方が大体93人になっていますね、平成30年度では。なので、それほどの数では私はないと思うんです。なので、そこら辺の補助ができないのかというふうに思うんですが、再度教えてください。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

ただいまの再質問に対してですが、議員おっしゃるように、要介護状態4・5の方についてはほぼ寝たきりということで、家庭で、居宅で介護されている方にとっては、そういう状況にならないと、本当につらい状況はほかの方からはわからんのかなというふうにも想像します。そういうところへ手を差し伸べるのが行政なのかなあというふうにも考えますが、ただ、こういう回答になってしまうんですけれども、本町の財政状況の関係でございますが、平成30年度の決算、実績報告書をごらんになったと思いますが、2年連続の赤字で、4億2,000万円ほどの赤字であると。それから、財政力指数についても、5町の一覧が載っておりますが、本町は0.53、それから経常収支比率も88.7%ということで、財政力指数が低くて経常収支比率が高いということで、財政力指数が0.53ということは、標準的な行財政を行う一般財源が1とすると、その半分しかないという厳しい状況であると。

逆に、大府市は、今年度は財政力指数1.25ということで、一般財源は余裕があるということだと思います。経常収支比率も、経常的に収入される町税や普通交付税などの一

一般財源に対する毎年経常的に支出される人件費、扶助費、公債費などに充当される一般財源の比率ということで、この比率が高ければ高いほど一般財源の使い道が決まっておるということで、およそ9割ということ、ほぼ一般財源の使い道が決まっておって、新規事業をやろうとした場合には、うちの基金を取り崩してやらないかんというような状況なのかなあということ、一般的に言われる財政が硬直化しておるといふようなことだと思われま。

大府市は、経常収支比率が81.5%ぐらいだと思いますので、それと先ほど申し上げた財政調整基金が、本町は平成30年度末で13億3,500万円、平成31年度の取り崩し予定額は5億8,000万円ということで、単純に差し引きしますと、残高で7億5,500万円ぐらいになるということ、何か大きな事業をやるとすぐに減ってしまう、枯渇してしまうような、まことに厳しい状況が差し迫っておるといふことになるのかなあというふうに考えます。

額的に言えばどうかということになりますと、それを継続的に支出していくということになると、全て町単独の一般財源でやるということになれば、十分な検討をして、支出すべきかどうかという判断をすることになるのかなあということ、新規の支出については、なかなか財源的な裏づけがないと、そこで予算確保がなかなか難しいという状況を御理解いただきたいなあというふうに思います。以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

財政的な状況は非常によくわかりました。ただ、やらなきゃいけないことはやっていくと。人を助ける、いわゆるそのまま死亡させてはいけないわけですので、なので、やはりやるべきことはやるというふうな構えで、少ない予算の中で検討はすべきであると、そのことを述べて、次をお願いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、御質問の3-1でございます。高齢化に向けて、投票しやすい投票所を各地区でさらに増設してつくる必要があるのかという御質問に対して答弁をさせ

ていただきます。

本町におきましては、豊浜地区で3カ所、その他の地区は各1カ所ずつ、合計11カ所の投票所を設置しております。投票区の設定につきましては、選挙人の集団の状況、投票区の地形や交通の特性などを考慮することとしておりまして、投票所から選挙人の住所までの道のりが3キロメートル以上ある遠距離地区については、これを解消するよう求められております。

本町の各投票所までの最大距離は、内海投票所でおおむね2.5キロメートル、それ以外の投票所はいずれも2キロメートル以下となっており、投票所への距離という点につきましては、国の基準以下で適正なものと考えております。投票所の増設に伴う人件費や従事者の確保、こういった課題、また行政改革を踏まえまして実施してまいりました投票所の統廃合、この経緯からも投票所の増設は考えておりませんが、高齢者の方も投票しやすい投票所の環境整備という点につきましては今後も努めてまいります。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

私は、内海で投票所を少なくしたときの選挙管理委員長にちょっとお話をお聞きしたんですけど、例えば内海地区でいいますと、有権者が3,400人いるんですよ。それなのに1カ所しかありません。山海は866人で1カ所あるんです。豊浜の高浜は924人、中村は1,706人、中洲が755人、豊丘が842人、大井が1,480人、片名が754人、師崎は1,598人、篠島は1,374人、日間賀は1,579人です。

それぞれの投票所、やはり内海については、有権者から見たときには非常にアンバランスがあるんじゃないですか。昔は3カ所ありました、内海地区は。それを、サービスセンターの1つにしてしまいました。そういう点では、やっぱり高齢者の方が、今後高齢者の投票がなかなか難しいという部分が出てきます。自分で歩いて行けないというようなこともあります。なので、やはりそういう点での増設というのは、特に内海地区においては必要じゃないでしょうか。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

ただいまの御質問でございますが、確かに議員のおっしゃるように、内海地区におきましては選挙人の数が3,400人、そして先ほども投票所までの距離2.5キロメートルというふうにお答えをさせていただきました。こうした基準から申しますと、内海地区におきましては、確かに選挙人の数、そして投票所までの距離、こういったようなことから申しますと、確かに今南知多町のほかの投票所との差があると、こういうことは言えると思います。

ただ、今の投票行動の中で、高齢者の方が投票所へ行かれる、こういったような状況、以前の内海のほうで3カ所あった投票区から1カ所に統合したという中で、今現在、これが大きな混乱を来している、こういったような状況にはないと思っております。また、そういったような点について、特段今苦情等も寄せられていないということから、私どもとしましては、今ある投票所のほうの環境整備、そして皆さんがスムーズに投票していただける、こういったような環境を整えていくと、こういったようなところに今取り組んでおるということございまして、今、また新たにというか、もとに戻して投票所をふやすと、こういったようなことは今は考えていません。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

やはり、少なくとも私は2つの投票所にすべきだというふうに考えております。ぜひとも検討していただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、3-2の御質問でございますが、特に期日前投票について利便性を考え、両島以外でも、役場本庁だけでなく各地区に投票所をつくる必要があるのかという御質問について答弁をさせていただきます。

本町におきましては、役場本庁と篠島、日間賀島の各サービスセンター、合わせて3カ所において期日前投票所を設けておりまして、本年7月の参議院議員選挙におきましては、役場本庁では告示日の翌日から投票日前日までの16日間、また両島においては投

票日前の4日間にわたり開設をいたしました。

期日前投票の実績を見ますと、例えば今回の参議院比例代表選挙の場合、投票者数7,413人のうち、2,421人が期日前投票をしていただきました。割合にすると32.7%に当たり、およそ3人に1人が期日前投票をしたと、こういったことになってまいります。投票率の低下が懸念される中におきまして、期日前投票者の割合は高まっております、期日前投票が皆さんの投票利便性の向上に役立っていると、このようには捉えております。

しかし、一方で期日前投票所の設置については、従事者を確保すること、また設置運営に係る費用などのこういったような課題もございます。また、近隣の町におきましても、町内の1カ所で設置をしているということでございますので、今のところ南知多町では3カ所設置しておりますが、今のところ、この期日前投票所をさらに増設するという事は考えておりません。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

さらに検討していただきたいと思います。

3番、お願いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、3-3の質問でございますが、男女別に区別した投票入場用紙や、投票所の男女別の受け付け方法を改善することが必要ではないかについて答弁をさせていただきます。

御質問にあるような性的少数者への配慮が求められる中、愛知県の県選管の事務取扱要領におきましては、成り済ましなどの不正を防止するため、性別、そして年齢的な一致を確かめるようにする一方で、選挙人が不快な思いをすることのないように十分注意するという事としております。

これを受けまして、本町におきましても、本年4月執行の県議会議員選挙以降、入場券の男女の性別表記を廃止したほか、投票所受付におきましても、男女の性別を示す張

り紙を廃止するなどの改善に努めてまいりました。今後も、県や近隣市町の動向を注視しながら、成り済ましなどの不正行為の防止とあわせまして、投票所の円滑な運営を図りながら、LGBTの方なども投票しやすい環境づくりに努めてまいる次第でございます。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

私もこの前の参議院選挙へ行きましたけど、やはり男の方はこっちへ来てください、女の方はこっちへ来てくださいという受け付けでしたよ。そこのやり方については、今LGBTに配慮していくんだというようなことについては前向きな回答をいただきましたけど、しかし、やはり実態の投票所の受け付けの方法については、男女で分けて、内海の投票所でしたけど、そういう形になっております。なので、やはりそこは徹底していないんじゃないでしょうか。ほかの半田市だとか、東海市、大府市、知多市も、いわゆる投票所の男女別受け付けは廃止して1列でやると。途中から、南知多町の内海の場合でも1列で来るんだけど、途中で男と女に分かれると、こういうふうな形で受け付けております。

なので、やはり受け付け方法については、もっと厳格にLGBTに配慮したような方法に変えるべきだと思うんですが、いかがですか。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

ただいま議員の言われましたように、一部の投票所におきまして、そのような会場整理をしていたことはあります。それは認められます。ただ、それを今後検討していきたいというふうに考えておるわけですが、まずは男女混合の選挙人名簿の調製、こうした作成や、今御指摘にありましたような受け付け方法につきまして、これについては電算システム上の可否だとか、あるいはそれにかかるコスト、それから投票所の配置だとか、そういった人の動線、こういったようなものも検証する必要があると思いますが、それを検証した上で、選挙管理委員会のほうにおいて、また検討、協議をしていきたいというふうに考えております。

(5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

投票人状況について、ちょっと一つ確認したいと思います。私の認識が違っていたのかもしれませんが、南知多町においては、いわゆる投票人状況に性別という項目は書かれておりますか。それとも、まるっきりない、性別という項目そのものがないのか、あるんだけど、しかし1番、2番にしているのか、番号でね。もしくは、アスタリスクにしているのか、そこら辺の回答をちょっとお願いしたいと思うんです。

これは、県は男女別の投票率を出せと言っているんですよ。これは矛盾しているんですね、県の言っていることは、本当に。LGBTに配慮しなさいと言いつつ、県の要請は男女別の投票状況を出せと、とんでもないことを言っているんですけど、これは県に対して文句を言わなきゃいけないと思うんですけど、じゃあ南知多町の投票入場券については、男女別でとにかく投票率はたしか出してみえるので、それはどこで確認しているのか、ちょっと教えてください。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（内田純慈君）

まず入場券の記載の方法ということではありますが、性別という欄の記載はございません。ただし、番号ということで、1番、2番という形で分けた記載をしております。おっしゃるとおり、投票率の報告等を最終的に男女別で報告する必要がありますので、入場券の持ってきたものの仕分け、並びに投票入場券を渡すときに、数字なんですけど、男女別で集計をしておりますので、その数字をもって県のほうに報告しております。以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

この男女別にするとおっしゃるについては、やっぱりコンピューターのいわゆるソフトを変えないといけないということなんですね。期日前投票では、それはきちっとでき

たということらしいですけど、本投票のときには、そこら辺のソフトの入れかえを再度していただいて、やはり徹底したLGBTに配慮したような投票受け付けができるように、ぜひともよろしく願いいたします。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、御質問の3-4、ポスターの公営掲示板のそれぞれの地区の設置場所の再工夫をすることが必要ではないのかについて、答弁をさせていただきます。

ポスター掲示場の数は、投票区ごとに公職選挙法施行令に定める基準で決まっております。本町では、町内全体で75カ所に設置をしております。有権者の方が見やすいよう、交通量の多い道沿いや住宅地など周辺環境にも気を配りながら設置をしておりますが、公有地のみで対応することができず、所有者の皆さんの協力を得ながら、民有地にも設置している状況にあります。

しかし、土地の形状や周辺の環境、そして景観、安全性、こういった条件から適切な設置場所を確保することが難しい状況でございます。今のところ、ポスター掲示場の位置につきまして、具体的に住民の方から御意見をいただいておりますけれども、設置場所として好ましくないような事例、こういったようなものがあれば、また地域の方とも相談をしながら、選挙管理委員会に諮り、検討していきたいと考えておりますので、また皆さんの御協力をお願いするものでございます。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

一つ、住民の方からあったのは、岩屋地区の公営掲示板ですね。それが、いわゆる高速道路のほうに行くほうの山側に登っていくところが変わってしまったと。昔は、石田さんという元の校長先生が見えたと思うんですけど、そこら辺のあたりにあった、見やすいところにあったんですけど、それが山側に登っていくところに移行されてしまったと。あれはちょっとおかしいんじゃないかというようなことの指摘もありました。これが1点。

それから2点目ですが、内海は3,400人の有権者がいるのに看板は9カ所です。山海は866人なのに7カ所あるんですね。それから豊浜の高浜は6カ所、924人で。中村も1,706人で7カ所、それから中洲は755人で5カ所、それから豊丘は842人で7カ所、大井は1,480人で8カ所、片名は754人で5カ所、それから師崎は1,598人で7カ所、篠島、日間賀はそれぞれ7カ所です。1,300人ぐらいの人口です。これも、明らかに内海は3,400人もいるのに9カ所しかないんですよ。だから、候補者の様子を見受けるところが非常に少ないと、そういうことを見受けられるので、これもぜひとも改善していただきたいと、このように思います。いかがでしょうか。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

先ほど申しましたように、このポスター掲示場の数というものにつきましては、公職選挙法の施行令のほうで基準が決まっております。それぞれの地区別の面積、そして選挙人の数、これから導き出された数でございますので、私どもとしましては、それぞれの地形、それから面積、それからこういった集落の状況、こういったようなことから、なかなか議員の御満足いただけるような状況になるのは難しいかもしれませんが、今のこの基準の中で、皆さんの中でよく見えるような位置、そういったようなことを工夫していきたいというふうに考えておりますので、先ほどの答弁とも重複いたしますけれども、適切な位置を探っていくと、こういう考えでございます。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、御質問の3-5、投票所内で記入する場所の前に張ってある候補者名の文字が見にくいと、こういったようなところの御質問でございます。

各投票所に設置される投票記載台には、その前面に候補者名の氏名を掲示しております

すけれども、候補者数の数によっては、御指摘のように、文字が非常に小さくなってしまふ場合があります。例えば、本年7月の参議院議員選挙の場合……。

○議長（藤井満久君）

ブザーが鳴りましたが、総務部長の答弁はよろしく申し上げます。

○総務部長（田中嘉久君）

じゃあ、続けて答弁させていただきます。

例えば本年7月の参議院議員選挙の場合、比例代表選挙におきましては、13の政党等の名称のほか、150人を超える名簿登載者の氏名を掲載することになりました。記載台前面に表示する氏名掲示につきましては、文字の大きさを見やすい表示に努めておりますけれども、記載台上のスペースも限られているということから制約がございます。このため、各投票所におきましては老眼鏡を用意して対応するとともに、この氏名掲示を8倍に拡大した、おおむね1メートル四方の、こういった大きい張り紙を用意いたしまして、各投票所の壁面に掲示をしております。

今後は、このような拡大した氏名掲示を、できる限り投票所の見やすい場所に掲示をするように工夫いたしまして、高齢等により字が見えにくい方にそういったようなものを案内していきたいというふうに考えております。

○議長（藤井満久君）

以上で、内田保議員の一般質問を終了いたします。

次に、11番、榎戸陵友議員。

○11番（榎戸陵友君）

ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上では通告書の朗読によりますので、よろしく願いいたします。

小・中学校のエアコン整備のその後についてであります。

昨年の夏は、岐阜県下呂市金山町で東海地方の観測史上最高気温となる41度を記録するなど、体に危険が及び、命を奪うほどの猛烈な暑さが続く異常気象でした。豊田市では、小学1年生の男子児童が、教室内で熱射病によりとうとい命を失うという悲しい事故も起こりました。これをきっかけに、全国的に小・中学校の教室にエアコン設置の動きが広まりました。

本町においても、ことしの3月議会で、小・中学校普通教室空調機器設置工事の契約の締結について議決が行われました。内容は、K社による内海小学校10室、豊浜小学校

8室、大井小学校8室、師崎小学校7室で8,726万4,000円と、Y社による内海中学校5室、豊浜中学校5室、師崎中学校5室、篠島小学校7室、篠島中学校5室、日間賀小学校8室、日間賀中学校5室で、1億2,722万4,000円の工事費でした。新学期を迎え、残暑があっても子どもたちが涼しい快適な教室で学習できることを望むものです。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

1. 町では、1教室当たりの設置費用をどのくらいと認識しているか。
 2. 請負契約金額を単純にエアコンの台数で割ると、K社は1台264万4,363円、Y社は1台318万600円です。この価格の差の要因をどのように考えているか。
 3. 平成30年9月の答弁では、文科省が所管する学校施設環境改善交付金の内容がまだ示されていないとのことだったが、その後どうなったのか。
 4. 工期は、契約ではことし9月30日までとなっているが、工事の進捗状況は各小・中学校でどのような状況か。また、既にエアコンを稼働した学校があるならば、子どもたちの反応をお聞かせ願いたい。
 5. 教室でのエアコン稼働に当たり、阿久比町の運用指針を参考に検討するようであったが、本町のマニュアル等は作成したか。
 6. 今後、音楽室や理科室など全教室へのエアコン整備はどのように考えているか。
- 以上で、壇上での質問を終わります。当局の明確なる回答をお願いしたいと存じます。なお、再質問がある場合は自席で行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤井満久君）

榎戸議員の一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開は13時といたします。よろしく願いします。

[休憩 11時46分]

[再開 13時00分]

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

それでは、榎戸議員の御質問1-1、町では、1教室当たりのエアコン設置費用をどれくらいと認識しているかにつきまして答弁させていただきます。

平成30年9月議会一般質問では、概算の設置費用を1教室当たり約200万円と見込ん

でおると答弁をいたしました。しかし、その後、設計委託業務により設計を行った結果、工事費は2億1,747万円となりました。それに基づき入札を行った結果、請負契約金額は2億1,449万円となり、エアコン設置費用は、設置教室数73教室の数で単純に割りますと1教室当たり約294万円となりました。

工事費用が当初の見込みより高くなった理由は、当初の概算工事費の中で計上していませんでした高圧受電設備の取りかえ工事費用がふえたためと考えております。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

それでは、1台の価格というのはどのぐらいですか。計算しておりましたか。わかりますか、エアコン1台の価格。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

榎戸議員の御質問で、エアコンの1台当たりの価格はということでございますが、今回の契約もそうですが、入札で行ってございまして、入札につきましては、細かな積算基礎をそれぞれ出してもらって入札をしているわけではございませんので、工事に当たって1台どれぐらいで業者のほうで落札、請け負っているのかということについては、私どものほうではわかりかねます。

それと、設計の中でどれぐらいの価格で設計をしていたかということにつきましても、これは1台当たりの単価につきましては、製造業者のほうから見積もりをいただきました額に実勢価格に合わせた率を掛けて算定をしておりますが、この価格につきましては、今後の同種のエアコンの工事の費用にも影響してくるものですので、エアコン本体の1台当たりの単価については、ここの場では控えさせていただきますが、御質問の1-2の答弁の内容にちょっと関係してくるんですが、1台当たりではなくて、その1台を設置する全体の機械の設置工事費につきましてはお答えできますので。

○11番（榎戸陵友君）

それは後でやってください。

○教育部長（山下雅弘君）

よろしいですか。はい、わかりました。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

ちょっと無理な質問をしましたがけれども、私が調べたところによりますと、大体5馬力からもうちょっと、そのぐらいでつくそうですけれども、大体5馬力で120万円から130万円、市場価格は実に30万円ぐらいで買えるということだそうでございます。こんなに安く買えるのになあと思うんですけれども、こういった価格の問題をどういうふうに考えますか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

榎戸議員の御質問ですが、先ほども少し触れさせていただきました。この価格につきましては、普通の建設工事のように県のほうの物価本ですとか、公式に出ているものに載っている単価ではなくて、製造業者からの見積もりによるものであります。その見積もりに対しまして、実勢価格に近づけるために掛け率を掛けて出しておる単価であります。そのため、実際の請負業者がどれぐらいの価格として請け負っているかというところはわかりませんが、先ほど申しましたように、私どもの単価につきましては、そういう見積もりをとってやっている、実勢価格に近づけたものであるというふうに認識はしています。以上です。

○11番（榎戸陵友君）

2番、お願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

それでは、御質問1-2の請負契約金額を単純にエアコン台数で割ると、K社は1台264万4,363円、Y社は1台318万600円です。この価格の差の要因をどのように考えているかにつきまして答弁させていただきます。

指名競争入札で工事を発注しているため、各業者の細かな工事種別ごとの積算内訳はわかりません。そのため、工事設計書の設計金額から要因を考えますと、エアコン本体のみの機械設備費は、エアコン1台当たり、K社では95万6,000円、Y社では96万7,000円であり、ほとんど変わりはありません。

次に、1学校当たりの高圧受電設備を含む電気工事費は、K社では792万9,000円、Y社では792万8,000円でこれもほぼ変わりはありません。

ただし、1台当たりのエアコンにかかります学校ごとの高圧受電設備を含む電気工事費は、エアコンの設置台数が少ない中学校のほうが小学校より高くなります。このため、議員御指摘の価格差の要因は、Y社の工事場所が中学校5校を含む7校であるのに対し、K社は小学校4校だけであるため、小学校より中学校のほうが1校当たりの設置学級が少なくなりますので、その分1台当たりの設置費用につきまして、高圧受電設備の設備費用分が割高になっているためと考えられます。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

さて、私たちの町は決して裕福な町ではありません。少しでも工事費を削って無駄をなくして、財政の負担を減らして、住民の皆様の税金を有効に使わなくてはならないと思います。そういった努力をしていかなければならないと思います。

さて、調べてみますと、エアコン1教室当たりの導入経費は約280万円、先ほどありましたけど、294万円ですか、大体合っていますけれども、1台が大体120万円から130万円の価格でありますけれども、市場実売価格は約30万円程度で、民間であれば100万円あれば設置可能であるということが調べたところわかりました。その導入経費の280万円の内訳というのは、空調機器代が93万円、これは市場価格の約3倍の水準だそうですけれども、あと設置工事諸経費というのが91万円、民間調達価格よりも著しく高い金額。そして、あと一つは外部ガス配管工事と高圧受電設備工事が96万円、これを合わせて280万円になるわけであります。これは一つの例ですけれども、大変高額な金額になります。

私はこれを今調べてみましたけれども、本町の今回のエアコン工事に関して苦情を言うつもりはありませんけれども、契約の締結が議決され、正当な工事だったと思ってお

ります。むしろ工期まで無事故で完成していただいて感謝をしている次第でございます。しかしながら、入札の段階で学校ごとに契約を分けたり、あるいは空調機器購入と設置工事と高圧受電設備工事の発注を分けるなどして、最適な手法の検討が必要ではなかったかなと考えますけれども、この点、町のほうではどのように思いますか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

今回の普通教室への空調設備設置工事につきまして、工事については2つに分けさせていただきました。本来、こういったものは1つにしたほうが金額的にも落ちるのかとは思いますが、何分夏休み期間中に設置を完了しなければいけないということがございます。この時期、ほかの市町、愛知県、それから全国でもエアコンの発注工事が相次ぐ中で、どれぐらいの期間が設置までに必要かということ業者のほうと事前に協議をさせていただいております。本町の業者との話し合いの中で、1つの業者で行うよりも、やはり2つに分けて行ったほうが早いだろうという結論になりまして、事業については小学校4校と中学校5校、それから離島という2つの区分でやらせていただきました。

それから、キュービクル設置工事とエアコン本体のものを分けた発注の仕方という御提案というか、それを検討したかということでございます。

こちらもそうですが、より工事のほうを効率的に行うために、キュービクルや高圧受変電装置の設置と空調の設備の設置工事をあわせたほうが、より効率的に工事のほうが進んで早くできるだろうという考えのもとで今回はやらせていただいた部分があります。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

2つの会社の入札だったわけですがけれども、南知多町の中には、こういった電気事業の会社で、幾つぐらいそういった指名をとれる会社があるんでしょうか。

○議長（藤井満久君）

検査財政課長。

○検査財政課長（山下忠仁君）

榎戸議員の町内にある電気工事業者は幾つぐらいあるかにつきましては、今現在、指名の資格の申請が出ているのは2社というふうになっております。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

その2社とは、今回工事をされた2社でよろしいんですか。

○議長（藤井満久君）

検査財政課長。

○検査財政課長（山下忠仁君）

今言われたとおり、この2社でございます。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

その会社の方がやっていただいたということで適正かなと思いますけれども、もっと小さな会社というか、電気工事屋さんはいくつもあると思うんです。それで、例えば離島の場合だったら、離島の工事屋さんにやっていただければ、多分経費も少なくて済むんじゃないかなと思うんですけれども、それを入札するときに入札する資格がないということであれば、それはそういった工事ができないということでしょうか。

○議長（藤井満久君）

検査財政課長。

○検査財政課長（山下忠仁君）

今現在、この入札指名資格を申請されておる業者は町内に2社しかございませんので、指名の場合にはこの2社を指名するしかございませんので、2社となっております。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

やっぱり本当に離島の場合は、そういった経費がかさんで高くなると思うんですけれ

ども、地元の業者ができるような、そういった指名スタイルというのか、一般の競争指名入札とか、そういったことも今後考えていただければ、それぞれ地区の小さな電気屋さんでも仕事が回ってくるし、利益が上がるし、町のほうも経費も少なくて済むような気がするんですけども、そこら辺はどういうふうと考えられますか。

○議長（藤井満久君）

検査財政課長。

○検査財政課長（山下忠仁君）

指名競争入札には、地方自治法施行令第167条の4に、地方公共団体に特別な理由がない限り参加資格を申請するというふうになっておりますので、この参加資格の要件に合った業者であれば指名の登録をしていただくということは働きかけております。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

余り言ってもあれですけども、そういった業者にもできるような方法を一度考えてみてはどうでしょうか。

あと、その指名業者に入りたいというような電気工事の関係の会社は、今は2社ですけども、まだありますか。

○議長（藤井満久君）

検査財政課長。

○検査財政課長（山下忠仁君）

今現在は1件、指名競争入札の指名として入ってきております。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

そういった業者も使っていただけるように、今後していただきたいと思います。

3番、お願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

御質問1－3の平成30年9月の答弁では、文科省が所管する学校施設環境改善交付金の内容がまだ示されていないとのことだったが、その後、どうなったのかにつきまして答弁させていただきます。

従来、学校のエアコン設置事業は、国の学校施設環境改善交付金のうちの大規模事業の対象となっており、補助割合は3分の1であります。この交付金は各自治体から出された施設整備計画の中で、優先度の高い事業から事業採択されるものとなっており、エアコン設置事業よりも耐震化事業のほうが優先されるため、本町の事業が採択されるかどうかはわからない状況でありました。

しかし、国におきましては、ブロック塀の倒壊事業や、今年の夏の災害とも言える猛暑に起因する健康被害の発生状況を踏まえ、早期に子どもたちの安全と健康を守るため、公立学校における倒壊危険性のあるブロック塀の安全対策や熱中症対策としてのエアコン整備を推進するため、平成30年11月にブロック塀・冷房設備対応臨時特別交付金を新規に創設しました。このため、本町におきましても、学校施設環境改善交付金ではなく、このブロック塀・冷房設備対応臨時特別交付金の補助申請を行い、国の事業採択を受け、小・中学校の普通教室空調機器設置工事を実施いたしました。

なお、この交付金の国の負担割合は、国の配分基礎額に対する3分の1の金額であります。また、平成31年2月1日付で3,717万7,000円の交付金の交付決定を受けております。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

8月9日に議員数名と町長に随行いたしまして、地元の衆議院議員の伊藤忠彦先生の指導のもとに、東京の総務省、文部科学省に要望に上京してまいりました。そのときに、公共施設等適正管理推進事業債の期間延長と学校施設環境改善交付金の確実な採択のお願いの要望でありましたけれども、財政の乏しい小さな町の必死のお願いでありましたけれども、少しは効果があったのではないだろうかと思うわけでございますけれども、大変いい勉強をさせていただきました。

その効果というのか、学校施設環境改善交付金のほかに何か、例えば学校給食センターの補助金とか、そういったものは確定したんでしょうか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

学校施設環境改善交付金につきましては、先ほども申した教育関係の各自治体の中で行いますいろんな事業に対します交付金制度でありまして、この中には議員がおっしゃるとおりに学校給食センターの改修事業ですとかも対象になってまいります。

このエアコンについては、こちらの交付金ではなくて、臨時特例交付金というものも採択を受けております。ですが、この学校施設環境改善交付金につきましては、実は3月の補正予算の中で日間賀小学校のトイレの改修工事、これもこの交付金の対象にはなるわけですけど、そちらのほうの採択をしていただくことができました。以上です。

○議長（藤井満久君）

榎戸議員に申し上げます。

質問通告外の関連質問になるので、以後気をつけてください。

○11番（榎戸陵友君）

はい、気をつけます。

4番、お願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

御質問1-4の工期はことし9月30日までとなっているが、工事の進捗状況は各小・中学校でどのような状況か。また、既にエアコンを稼働した学校があるならば、子どもたちの反応をお聞かせ願いたいにつきまして答弁させていただきます。

工事の工期は令和元年9月30日としておりますが、請負業者には夏休み中に完成する計画を依頼しておりました。その結果、当初の予定どおり2学期が始まる前までに全ての学校で稼働できることとなりました。なお、最も早く稼働したのは豊浜小学校で7月11日、最後に稼働したのは日間賀小学校と日間賀中学校で8月21日に稼働しております。

子どもたちからは、涼しい、気持ちがいいと、授業に集中できるなどの声が聞かれています。また、先生からは、暑い日の体育の授業の後などは切りかえが難しいところ

もあるが、気持ちよく教室で授業を受けていたとの報告もあります。また、暑い中での温かい給食などは食が進まないものであるが、給食も食べやすくなり、残菜が少なくなる効果も期待できるとの意見もありました。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

さて、東浦町では、工事内容の変更によりまして、約1,150万円の増額報告がありました。配管カバーを樹脂製からガルバリウム鋼板製に変更したためということですが、さきほど、本町でも工事内容の変更や追加工事はありませんでしたか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

本町におきまして、そういった増額、変更設計するような変更というのはございませんでした。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

そうしますと、工事も予算内で完成したということですか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

こちらの工事の工期につきましては、9月30日ということになっておりまして、工事自体はまだ完了の報告を受けておりませんが、工事の変更なしで終わる予定ではありません。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

小学生の状況を今ちょっと教えていただきましたけれども、私も小学生が学校から帰ってきたときにみんなに聞いてみました。そうしたら、小学校のエアコンを使っている、いいと聞きましたところ、とても涼しいとか、爽やかだとか、いいに決まっておるがとか、気持ちがいいとか、掃除のときはスイッチを消すということがきっちりされているようで、掃除のときはスイッチを消すと。また、窓を開けて空気の換気をしなくちゃいけないとか、それから絶対に子どもはリモコンを触れないとか、そういった意見がございました。

この残暑の厳しい中でございますけれども、圧倒的に涼しい教室の中で勉強できているなどと思ひまして、大変子どもたちも満足げな顔をしておりました。エアコンを導入して本当によかったなあをつくづく思います。

5番、お願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

御質問1-5の教室でのエアコン稼働に当たり、阿久比町の運用指針を参考に検討するようであったが、本町のマニュアル等は作成したかにつきまして答弁させていただきます。

令和元年6月に阿久比町や半田市などの運用指針を参考にさせていただき、南知多町立小・中学校エアコン運用ガイドラインを策定しました。このガイドラインでは、稼働期間や時間、設定温度、空気清浄、換気、個々の子どもの体調悪化などへの配慮、節電の取り組み、運用に対する学校長権限などを指針として定めております。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

そのガイドラインですけれども、これ、中身を聞いてもいいんですか。よろしいですか。

1つ目に、エアコンの標準稼働期間、エアコンの夏期稼働期間は何月から何月ですか。決められていますか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

エアコン運用マニュアルの中身で、夏期の稼働期間というところにつきましては、6月の中旬から9月の下旬までの期間を基本とするというふうに定めております。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

冬期は稼働する予定ですか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

御質問の冬期の稼働につきまして、基本の稼働期間につきましては、12月から3月中旬までの期間を基本ということにしております。ただ、こちらの同じく運用指針の中では、ストーブの使用を優先するというふうにさせていただいております。エアコンに頼らずに状況によつての使い分けということをお願いしております。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

使用の目安の温度というのは、設定温度ですね。これは決められていますか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

エアコンの設定温度につきましては、夏期の設定温度は28度で、冬期につきましては18度というふうに示させていただいております。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

あと次に、換気について注意事項というのがあると思うんですけども、ちょっと教えてください、部屋の換気ですけど。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

換気につきましてであります。換気につきまして、指針の中では定期的に扉や窓を開けて換気を行っていただくようお願いをしております。稼働時の扉のあけっ放しはエアコンへの負担が大きくなるというところでエネルギーの無駄となってしまいますので、それをお願いいたしております。

それと、先ほど議員もおっしゃっていましたが、清掃時間中はエアコンを稼働しないということもお願いをしております。窓を開けて換気をしていただくということをお願いしております。これは、清掃時間中にエアコンを使用しますと粉じんですとか、そういうものがフィルターの中に入り込むおそれがあるというところで、故障の原因になるということをお願いをしております。

あと、学校では黒板でチョークを使用するわけですが、そういう使用によってほこりが多く大気中に漂っている場合についても、窓を開けての換気ということをお願いしております。あと、冬につきましても、同じような換気についてお願いをしております。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

もう一つ、教えてください。

節電の取り組みというのは、何かされていますか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

節電の取り組みにつきまして、こちらについても指針のほうで定めております。議員から申し込まれているように、阿久比町では、電気代がかなりかさんだということもございまして、ここの点について、強く指針の中でお願いをしているというところで

あります。

エアコンにつきましては、一番電力を使うのが起動の時期であります。起動の時期に一斉に稼働させるとそこで電気料が上がってしまうという事態になりますので、例えば低学年など体調管理に配慮が必要な教室ですとか、日当たりによりますことですとか、それから3階のほうが温度が上がりやすいため、3階など、その条件を考慮して稼働時間を30分以上ずらしてくださいというお願いをしております。

それから、夏期にエアコンを起動する場合については、窓を開けることと、それから扇風機を併用していくということと、一番最初の起動のときに極力教室内の温度を下げたから起動をしてもらうよう。

それから、冬の場合は逆にカーテンを開けたりして太陽が出ている場合は日光を取り入れて、ちょっと教室を暖めてから稼働していただくと、エアコンがかかったときにフル稼働しなくて済むというところがあります。こういうところもお願いをしていることと、学校の先生方に強くお願いしたのは、電気の使用については、30分間の最大の電気の使用量、これによって基本料金が変わってきます。一瞬だけ上がった場合は、それがずっと1年間、その上がった電気料金、高い基本料金で払うことになりますので、一瞬でも上がることは気をつけてくださいよということを特に強くお願いをしております。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

その中で、デマンド機構というんですかね。そういったものはついていないんですか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

本町の小・中学校全ての学校ですが、デマンド監視装置というものをつけております。こちらはどのようなものかといいますと、電気の最大使用電力を測定する装置でありまして、これが基準の電気使用料金を超えますと警報が鳴るというものであります。このデマンド装置を超えないように学校では調整をしてもらうということですが、もしこの設定の電気使用料より多い電気料になってブザーが鳴った場合は、例えば職員室のエアコ

ンを切ってもらいだとか、なるべく子どもに影響がないようなところで電気の使用料を抑えてもらう工夫を学校のほうにお願いしております。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

いろいろとありがとうございました。体感温度というのは個人差がありまして、子どもたちの健康状態に配慮をし、設定温度や風向きや風量などの十分注意が必要だと思います。

また、ことしはインフルエンザが1カ月早く流行しているそうです。これも何か話に聞きますと、エアコンの稼働によって広まっているというような、そういった原因とも捉えているようです。そういったことを考えて、子どもたちの健康を特に考えながら稼働していただきたいと思います。

6番、お願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

御質問1－6の今後、音楽室や理科室などの全教室へのエアコン整備はどのように考えているかにつきまして答弁させていただきます。

本町では、特別教室のうち、コンピューター室、図書室につきましては、既に全校エアコンを設置しておりますが、音楽室や理科室へはエアコンを設置しておりません。今回の事業は子どもの命、健康を最優先に考えて、子どもたちが最も長い時間を過ごす普通教室を最優先かつ緊急的に行ったものであります。それ以外の場所へのエアコン設置につきましては、多額な経費が必要でもありますので、今後の検討課題というように考えております。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

例えば今、コンピューター室と図書室があると言っていましたけれども、それ以外の

特別教室というのは、どのような教室がありますか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

それ以外の特別教室というのはどういうところがあるかという御質問であります。

こちらにつきましては、例えば図画工作室、美術室、技術室、家庭科室、それから特殊ですが、礼法室という教室もございます。あと教育相談室とか進路指導室というところも特別教室というふうに含めております。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

それぞれの学校にあると思うんですけども、小学校には特別教室が全校で幾つぐらいありますか、小学校全体で。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

正確なところ、ちょっと今資料がございませんが、約50室ぐらいはあると思っています。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

前にもらった資料では46室になっております。それで、中学校はちなみに69室ということで、それで、小学校で今特別教室にエアコンの入った教室は何室ぐらいありますか、小学校全体で。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

済みません。平成30年9月のときの全協の資料で御説明させていただいておりました

が、小学校全体では15室、それから中学校でも同じく15室の整備状況であります。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

これはパーセンテージであらわしますと、小学校は約32.6%、中学校は21.7%で、全体では26.1%になります。県内では28.1%ということですので、もうちょっと頑張れば県内と同じぐらいになるんで、それを目指してつけていただけたらなあと思いますけれども、とにかくよく使うところ、例えば今漏れていた音楽室とか、理科室とか、そういったところには、特に音楽室とかにつけていただきたいなあと思いますけれども、どう思いますか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

学校の音楽室につきましては、楽器を使ったり合唱をしたりするということで、熱中症対策とは別に音の漏れを、防音という意味を込めましてエアコンの設置というのは必要かとは考えるところであります。

ただ、先ほども答弁の中で申しましたが、こちらの費用ですが、エアコンを音楽室に設置した場合の費用が高額になると考えられます。それもありまして、設置についての必要性については感じておるんですが、今後の検討ということにさせていただいております。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

ありがとうございました。

ここ数日、本当に大変暑い日が続きまして、そんな中で、南知多町の子どもたちが教室で涼しい環境の中で、風に吹かれて充実した学校生活を送れているように思います。これはとてもすばらしいことだなと思います。町長の決断は大変よかったなあと思います。

しかしながら、子どもたちの体調はそれぞれ個々によって違うわけでございまして非常にデリケートであります。どうかそういった子どもたちの様子を見ながらエアコンの稼働を考えながらしていただきたいなど、このように思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

以上で、榎戸陵友議員の一般質問を終了いたします。

次に、7番、服部光男議員。

○7番（服部光男君）

それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

なお、壇上では一般質問の通告書の朗読とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

大きい1番としまして、地域振興、産業振興について考える。

南知多町の将来を考えたとき、現状のままでは大変寂しい未来しか見えてこない。その大きな原因が各産業における後継者問題である。観光、商工業、農漁業のいずれを取り上げても後継者不足は否めない事実であり、これは地域全体を見ても、地域の財産を受け継ぐことができない、地域承継ができないということであり、今すぐにでも手を打たなければいけない大きな問題である。

そこで、以下の質問をする。

1番、町内での商工業、農漁業を営んでいる件数の推移は把握しているのか。

2番、このままの状況が続けば消滅可能性都市としての道を歩むことになると思うが、南知多町の30年後の姿をどのように考えているのか。

3番、事業承継については、身内で跡を継いでくれる者がいないという現象も大きな問題である。その結果、商店のシャッターが閉まったまま、農地は荒れ放題、漁船は乗る人もなく、負の遺産が町中にあふれることとなる。全国には起業をしたい人、農漁業がしたい人もたくさんいると思う。そのような人を呼び込み、価値を認めてくれる方に譲る、そのような人との間を取り持つ施策の一つにM&Aというのがあるが、その活用方法について検討したことがあるか。

4番、M&Aという方法以外に、事業、地域を承継する方法はまだまだあると思われるが、町の活性化において待ったのきかない現状の中、その他の応援施策、支援策はあるのか。

5番、名鉄内海駅は、南知多町の玄関でもあり観光の窓口でもあるが、現状を見てみると大変寂しい状況である。内海地区の観光開発も駅前開発からと叫ばれてきたが、現実を打破するためにも、まずは高架下、駅前全店舗の入居を促進するべきと思う。

現在、高架下のテナントも多くのシャッターがおりているが、現状の空き店舗状況を把握しているのか。

6番、名鉄内海駅については、エレベーター設置問題も抱えているが、まずは駅周辺の活性化が必要であり、駅下の店舗数を充実させることから始まると思うが、商工会との連携や民間の施策等、何か対策は考えているのか。

大きい2番としまして、防災灯設置及び防災施設の充実を。

一般町民の防災意識の向上に向け、地域の自主防災会の活動は大変ありがたいものである。その活動を応援する意味で、町による資機材の充実、津波避難路整備等の補助金制度もあり、自主防災組織の立ち上げ時には資機材をそろえる意味で、各地区もこの制度を利用していると思われる。

また、避難路の整備に関しては、上限があるものの全額補助としている。せっかくの補助金制度であるが、有効利用されているのか、もっと使えてもらえたらと感じるところもあり、以下の質問をする。

1番、資機材購入と津波避難路整備のための補助金があり、執行状況は平成25年度からの4年間で20件の補助件数と確認したが、内海地区においては、各自主防災会において利用の頻度の差が出ているように思える。近年、各地区の利用の推移はどのようになっているのか。

2番、近年の町内における災害発生時は停電になる確率が高いし、それが夜であれば避難にも支障が出る。各避難場所でも自主防災会の避難所整備活動の一端としてLED照明を設置するところがふえてきているが、共有避難道路として主要町道、県道へ避難路の目印となる防災灯の設置が有効である。町民の安心・安全のためにも早急な設置を検討できないか。

3番、避難所運営において女性の活動が重要視されているが、残念ながら自主防災会において女性の参加登録が非常に少ない。各自主防災会においても、避難所運営を考えると女性の重要性は大きい。各市町の対応例はあるのか。また、何か方法はあるか。

以上で一般質問の朗読を終えさせていただきますが、再質問については自席にて対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（大岩幹治君）

それでは、御質問 1-1、町内での商工業、農漁業を営んでいる件数の推移は把握しているのかにつきまして答弁させていただきます。

まず町内の商工業者につきましては、商工会会員数で比較しますと、平成25年から平成30年までの5年間で1,186事業所から1,094事業所となっており、92事業所、7.8%の減となっております。

また、農漁業を営んでいる方の経営体数につきましては、農業においては5年ごとに実施します農林業センサスにより比較しますと、平成22年から平成27年までの5年間で380経営体から327経営体となっており、53経営体、14%の減となっております。

漁業につきましても、5年ごとに実施します漁業センサスにより比較しますと、平成25年から平成30年までの5年間で828経営体から757経営体となっており、71経営体、8.6%の減となっております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

今、数字を調べていただきまして、当たり前に減ってきておりますが、私たちが周りを見ても昔あったお店がどんどんなくなっている。肌でも感じております。南知多町のみならず全国的に見ても商工業者、農漁業者の数は減ってきております。

それと、もう一つ問題なのは、そういった経営者たちの高齢化という問題もしております。今、何かをしなければということが大変な問題だと思っております。関連もありますので、次の質問をお願いしたいと思います。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（大岩幹治君）

それでは、御質問 1-2、このままの状況が続けば消滅可能性都市としての道を歩むことになると思うが、南知多町の30年後の姿をどのように考えているのかにつきまして答弁をさせていただきます。

議員御指摘のとおり、このままの状況が続けば、人口減少により地域経済が縮小することで、より人口減少に拍車をかけるといった負のスパイラル化が進み、30年後には、町内での商工業、農漁業の経営体数は減少していることが考えられます。

そのような状況を打開するためには、地域経済の活性化が急務であり、そのためにも事業の活性化や事業継続策、後継者育成が必要であると考えております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

消滅可能性都市とあわせて考えたい現象に限界集落という言葉もございます。これは65歳以上の高齢者の割合、高齢化率なんです。2045年にはこの町も51.5%、50%以上になるという予測があります。そうなりますと、当然町が、部落がどんどんさびれていくのと同時に、自治体の運営にも支障が出てくると思われま。

そういったことを踏まえて、全国ではいろいろな活性化をしている自治体がございます。よく出てくるのが島根県の離島でございますが、海士町の活性化、高知県の山奥に囲まれて頑張っている馬路村等の成功例というのがございます。そういうのをこちらに当てはめれば全てができるのかというような問題もあるかと思いますが、これは海士町の首長がおっしゃっておられるんですが、私たちは成功事例ではない。私たちが挑戦した結果、このような形になったということで、やはりこの地域も成功を目指すためには、地域が役場と一緒に何かをしていく、アクションを起こす、そういったことが大事だと思っております。

そういった中で、この地域は大変いい環境もありますし、アクセスもいいと思います。田んぼの中でレストランがやれるよだとか、海岸でもバーベキューがやれるとか、お客様目線で立った何かを発信すれば、また何かが出てくると思います。

そういった、やはり何をするかという作戦といいますか、仕掛けと今言った挑戦、チャレンジ精神が本当に必要だと思っております。そういった意味で規制を緩和するとか、役場における仕事というのは大変大きいと思います。起業者を呼び込む、また地域の中で発掘する、そんな体制が今からは必要だと思っておりますが、そのような地域の活性化のためにこういった体制を整備していく考えはあるのかどうか、教えてください。

○議長（藤井満久君）

産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木淳二君）

規制の緩和による起業者を呼び込むような体制を整備してはどうかという質問だと思います。

先ほどの答弁にもありましたとおり、地域の活性化策が必要であることは十分認識しております。地域の活性化策といたしまして、ただいま議員より成功例を紹介していただいたところでございますが、重要なのは議員が言われるとおり、役場と地域が一体となって取り組む姿勢だと私は思っております。本町においてどのような対策がとれるのかわかりませんが、商工会、漁協、農協などと連携をいたしまして、地域を巻き込んだ政策を実現していくことが必要であると考えております。以上でございます。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

全くそのとおりだと思っております。やはり役場と地域が一体となる。そして商工会、漁協、農協、そして地域を巻き込むというのが本当に必要になってくると思います。一つのセクションだけが頑張っても、やはり途中で挫折とか、そういったことが過去にもあったような気がします。地域全体で変えていく、担当者の意識改革も含めてぜひ頑張りたいと思います。

次の質問をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（大岩幹治君）

御質問1-3、全国には起業をしたい人、農漁業がしたい人もたくさんいると思う。そのような人を呼び込み、価値を認めてくれる方に譲る、そのような人との間を取り持つ施策の一つにM&Aというのがあるが、その活用の方法について検討したことがあるかにつきまして答弁をさせていただきます。

中小企業・小規模事業者は黒字経営でも親族に後継者がおらず、廃業となることが全国的に問題となっております。このような場合には、従業員が後継者となるなどのほか、合併、事業譲渡など、議員御指摘のM&Aの方法により、他の事業者へ経営権を譲渡し、

親族以外への事業承継を促進させることが必要となっております。

町としましては、M&Aの活用の方法について検討したことはありませんが、国においては、親族以外での承継を対象とした支援を拡充し、事業承継の円滑化を図っています。

具体的には、商工業において、後継者不足等の悩みを抱える中小企業者、小規模事業者に対し、県に設置された事業引継ぎ支援センターが助言、情報提供を行うほか、M&A等を活用した後継者マッチング支援を実施しています。また、事業承継やM&Aをきっかけに、後継者が新しいチャレンジをする場合に応援する事業承継補助金という制度もあります。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

商店または事業者、ああいった農漁業就業者の事業形態を考えたとき、これをどうするかといったときには、大きく分けて3つあると思います。継ぐのか、畳むのか、その事業そのものを第三者に売るのか、そういったことになると思います。

今まではなかなかない小さな個人経営者、また農業・漁業といいますと、他人に売るとか、買ってもらうというのはなかなかなかったと思いますが、大企業でよく使われるM&Aというのが、調べてみますと小さなそういった事業形態にも波及しているというのがわかります。ということで、諦めているんじゃなくて、やはりそういったシステムを使うというのが大変大きいと思います。

たまたまその事業をやってみえる方たちが、ある程度は後継ぎという意味で考えてはいるんでしょうが、いつか、そのうち、まだまだ大丈夫という考え方が大変大きくて、それが先延ばししている原因になっていると思います。また、今言った、継ぐ、畳む、売ることの中の「売る」を「貸す」という捉え方もいいと思います。そういった形で子どもたちが跡を継いでくれない、負の遺産になる、そのままほかっておくのか、何らかの形で売るなり貸すなりして、少額かたくさんかわかりませんが、何らかの形で金銭に変われば、今後の老後の資金、いろんな面でも随分生活が変わってくると思います。こういったことを支援するのも、アドバイスでもいろんな形でもいいですが、支援する形が自治体であり、そういったことで何とか人を育てていくというか、保っていく、そういつ

た努力も必要になってくるんじゃないかと思います。

そういったことで、事業者がまず自分の事業を誰かに委ねるんだ、売ってもらうか、買ってもらうか、誰かに継いでもらうんだというその意識を、今やっぱりそういった気持ちを持ってもらわないと、そのうちと言っているうちに、そのうちになくなってしまふんじゃないかと思っております。そういったときのことを含めて、今、このような関心を持ってもらうということをずうっとお願いしております。

次の質問も関連がありますので、次の質問をお願いしたいと思います。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1-4、M&Aという方法以外に事業、地域を承継する方法はまだまだあると思われるが、町の活性化において待ったのきかない現状の中、その他の応援施策、支援策はあるのかにつきまして答弁をさせていただきます。

その他の応援施策、支援策につきましては、商工会において、事業承継セミナーの開催や事業承継相談に対して個別に中小企業診断士を派遣するなど、事業承継を支援しております。

また、農漁業の後継者・担い手対策としましては、国においては、農業では次世代を担う農業者となることを目指す者に対し、就農前の研修を後押しする資金及び就農直後の経営確立を支援する資金である農業次世代人材投資資金の交付や、農業機械購入などの初期投資費用を低減するため、経営体育成支援事業費補助金という制度があります。

漁業では、就業情報の提供、漁業現場での長期研修の支援をする新規漁業就業者確保事業や、漁船購入などの初期投資費用を低減するため、漁船リース事業という制度があります。

町単独での新規就業者支援策としましては、収入が不安定な就業初期において、家賃の一部を補助しております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

私もこの質問をするに当たって資料をつくるという意味で、いろいろネットで調べて

みました。今言われたような事業、支援策、そういったこともJ Aとかいろんなところに聞きますと出てきました。

それで、ある程度若い方といいますか、こちらで起業をする人たち、今の若い人たちは、逆に言うといろんな方たちのアドバイスを聞くのではなくて、まずネットから入ってきます。ネットで調べて自分たちがこういうことをやりたいというときに何の特典があるかな。やったら何年間支援策があって、その間にどういうふうにしたらいいだろうという事業形態を考えながら、損か得か、やってもいいのかどうかを考えてきますが、今、私が問題にしているその事業者、現役の。そういった方たちは、さっきから言っているようにネットで調べることも自体もわかりません。商工会に相談することもできません。農協、漁協にもなかなか相談できないということは、わからない人をどのようにして支援するかといったことが一番大事じゃないかと思っております。

ということで、こちらから声かけするのかどうかというのと、先ほどいろいろ言っていた支援事業のわかる範囲でも結構ですが、何か実績があったら教えていただきたいと思いますが。

○議長（藤井満久君）

産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木淳二君）

事業承継についての現状はどうかという質問だと思うんですが、議員の御指摘のとおり、起業を目指す人たちにつきましては、ネット等の情報を活用することで起業場所の選定や使える支援策を調べまして、起業に向け、積極的に努力しているんじゃないかと。そのかわり、例えば言い方は悪いですけど、跡取りのいない事業者などですと、他人への事業承継については消極的であったり、そのような支援策をまだまだ知らない人が多い、議員さんが言われるとおりだと思っております。

じゃあそういったところに対して、どういう今まで実績があったのかという話になってきますが、先ほどの中でも言いました事業引継ぎ支援センターや商工会の事業承継セミナー、相談会というようなものの利用実績になりますが、まず事業引継ぎ支援センターにつきましては、四、五年前に南知多町の方で1件の相談があったと聞いております。また、商工会につきましては、昨年、平成30年度に豊浜商工会において事業承継セミナーと個別相談会、こちらのほうを実施しておりますが、セミナーのほうは5企業5人、相談会のほうは8企業11人、合計16名の参加があったと聞いております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

正直、余り相談はないんじゃないか。先ほど言っていた1,000事業所あったとしても、農漁業者を入れたりしても相当な数なんですけど、事業引継ぎ支援センターに至っては1件、すばらしい数字が残っておりますが、私が思った以上に少ない数字だと思います。やはり結果的には、現実には引き継ぎをしなければいけない状態のお店とかいっぱいあるはずなんですけど、消極的であったり、わからない人が多い現実だと思います。

ということで、じゃあどうしたらいいか。その方たちに関心を持ってもらうにはどうしたらいいかといったときに、ちょっとそういうのを調べてみますと、例えば他の都道府県でどんなことをやっているかなと思ったところ、和歌山県で簡単な設問から、「あなたは後継者がいますか」、いる・いない、いないという人はこちらへ進んでくださいとかといった形で、「何かこのような相談をしたことがありますか」「資金はどのぐらいですか」とか、簡単な設問である程度の状況が把握できて、こちらからこの人は病気にかかっているのか、処方箋が必要なのかという判断はできると思いますし、またそういったことを突破口にしていろんな方法もできると思います。

たまたま同じような題名のそういったアドバイスする機関を愛知県でも調べてみましたら、愛知県はちょっと難しい数字ばかり、字がいっぱい並んでいて見づらいような感じでしたので、ちょっと和歌山県のほうを自分もアンケートとして調べてみました。

そして、こちらで簡単なものをつくってもらったり、他の事例を参考にしてもいいんですが、やはり顔が見えるのは商工会であり、またいろんなところにもあると思いますので、先ほども回答をいただきましたが、役場だけが何をするかというわけではないんですが、やはり役場が産業振興という意味でもいろんなところに声をかけて、アンケートからまず始めて、どのような状況に今南知多町がなっているかというのを真剣にやっていたかかないと、さっきから口を酸っぱくしておりますが、10年、20年、30年後、この町がどうなっているかということをお考えたら今やるべきだと思いますが、まずはアンケート調査からでもということでリストづくり、そういったものも含めて前向きな取り組みをちょっとやっていただけるかどうか、回答をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木淳二君）

まずはアンケート調査からでもということですが、事業承継に向け、議員よりそのような具体的な案をいただいたわけですが、今何ができるかも含めまして、商工会や漁協、農協と連携を密にしまして検討していきたいと考えております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

多分ですが、商工会、漁協、農協、いろんな組織でもそうなんですが、面倒な仕事を持ってきたなと思う担当者もお見えになるかもしれませんが、いろんな組織においても、商工会にしても、お店がこの先どんどん減ってきます。商工会が成り立つのかどうか、そういったこともあって、ちょっと考えている人なら、一緒になってやってくれること、役場がちょっと声をかけてくれることは大変ありがたいと思ってくれる可能性もあります。そういった意味で、ぜひこの取り組みは前向きに取り組んでいただきたいと思えます。

次の質問へ、お願いいたします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（大岩幹治君）

御質問1-5、現在、内海駅高架下のテナントも多くのシャッターがおりているが、現状の空き店舗状況を把握しているのか。御質問1-6、名鉄内海駅については、エレベーター設置問題も抱えているが、まずは内海駅周辺の活性化が必要であり、駅下の店舗数を充実させることから始まると思うが、商工会との連携や民間の施策等、何か対策は考えているのかにつきましては、関連がございますので、一括して答弁をさせていただきます。

内海駅高架下の空き店舗の状況につきましては、聞き取り調査よりまずと、14店舗のうち4店舗が空き店舗の状態であると思われまます。また、店舗数を充実させる対策としては、創業、起業が促進されることが必要であると考えます。そのため、南知多町

においては、半田市、阿久比町、美浜町、武豊町とともに産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画を策定し、国から認定を受けました。これは町が各市町、各商工会・商工会議所、信用金庫、日本政策金融公庫などと連携して創業者を支援する取り組みであります。

これらの組織との連携により創業に関する基礎知識を講義する創業塾、専門家が継続的に支援するハンズオン支援、また国による登記に係る登録免許税の軽減とともに、町単独では、借りに係る信用保証料を補助することで創業を支援しています。

なお、内海において駅周辺ではありませんが、この創業支援の取り組みを活用して1件創業をしております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

いろいろまた支援策を並べていただきましたが、これを使う方法をどうしたら知ってもらおうかというのがまず大事だと思っております。

名鉄内海駅前に関しましては、やはりエレベーターとか、いろんな形で自分たちも常々調査とかいろいろやっております。また、駅前の整備ということも含めまして、駐車場のあり方、違法とはいませんが、何か駐車場もさっと来たときの使いやすさを目指して、一日中とめるような駐車のマナーを守っていただくとか、いろんなことをやっております。

そのときにわかったんですが、名鉄に直接なのかなと思ってお話をしておりましたが、名鉄の店舗、駐車場を管理するのに、知多バスの賃貸土地事業部が真ん中に入っているということで、先日、役場の職員の方にちょっと同行していただきまして事業部長に会ってまいりました。そして、事業承継も含めまして内海駅前の開発、そういったものも含めまして、まず内海の観光とかいろんなものをやるのに、この内海駅を一番根っこにしたい。このお店がまず埋まって、ここで夜でも暗くなくて安心して歩けるような場所、そして1年に1度でも2度でも、そういった店舗だけのお祭り騒ぎもやるよぐらいものにできたら、また内海の駅を基点にした観光開発ができるんじゃないかというお話をさせていただいて、いろんな意味で協力させてもらうという合意もいただいております。

そして、今お話があったように、今4店舗の空き店舗と1軒がちょっと半開きのところもあるんですが、そういったところも全部とにか開けてもらう。知多バスさんのほうも4店舗を閉めているよりも、ちょっとお値段を下げてでもいっぱい入ってもらったほうがお得じゃないでしょうかというお話もさせていただきながら、今後またいろいろ交流もさせていただくこととなっております。

また、シャッター街の復活というのいろいろ調べてみましたが、やはり先ほどから言っておりますように内海駅周辺を活性化する、一番大もとはそのお店を埋めるということが一丁目一番地だと思っております。ここからということで、まずその内海駅の空き店舗を埋めるためにも、空き家情報とかいろいろやっておりますが、空き店舗情報というのを出して、ネットとかいろんなところで、もっとオフィスでも何でもいいので、とにかく埋めてもらうような形をやるということで、そういった、私が言うとリストリストばかりですが、空き店舗情報リストとか、そういったところから、これも商工会とかいろんなところが協力してですが、そういった形をとってもらえるような活動ができるかどうか、お願いします。

○議長（藤井満久君）

ここで一言、服部議員に申し上げます。

質問事項ははっきりとわかるように明確に発言してください。

○7番（服部光男君）

はい、わかりました。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

ということで、まずは空き店舗情報リスト等の作成をお願いできるかどうか、お願いいたします。

（「議長、6番、石垣」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

時間もちょっと経過しておりまして、暫時休憩をお願いしたいと思います。

○議長（藤井満久君）

ここで暫時休憩といたします。再開は14時30分とします。

〔 休憩 14時19分 〕

〔 再開 14時30分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木淳二君）

空き店舗リストを作成してはどうかという質問だったと思いますが、一つの取り組み案だと考えます。しかし、商工会や知多バスと出店のために何が効果があるか、また開業後、継続的に事業を続けていくために何が必要か、そちらのほうを具体的に検討していくべきではないかと考えております。以上でございます。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

今回の質問で事業承継並びに内海の駅下の店舗の充実、そういったことを質問してまいりました。今やらねばならないことということで、大きく質問の中にもいろいろ回答をいただきましたが、やはり10年、20年、30年先にどうなっているかということで、今やるべきことをということで、できれば町長の今後の展望の中での今やるべきことをちょっと、何かございましたらお話をいただけたらと思います。

○議長（藤井満久君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

今、服部議員の質問を全体的にお聞きしながら、今の質問、30年後の姿とかというものでございます。

実は、消滅可能性都市という質問も中にございました。まずその2つに分けて未来のビジョンと、それから今のままでは消滅可能性都市と言われた中で、どういう状態に我が家があるかということも含めまして答弁させてもらいたいと存じますが、まず平成26年でございますが、地方創生の真っただ中にありまして、私どもが総合計画の後期計画

とリンクしまして、人口ビジョンと地方版総合戦略を策定いたしました。それが議員の皆様方にも配付してあると思いますが、この2つでございます。

この中にはっきり将来のスタイルとして、当面平成26年のデータ基礎、平成27年からことしまでの計画でございますが、若者が働ける仕事を確保すること。逆に言えば、そういう環境になっているようにすること。それから、南知多町の魅力の発信がされていること。地域への愛着、つながりの形成ができてきていること。安心して子どもが産める環境づくりができてきていること。子育て世代の移住の促進ができてきていること。こういうことができてきていることによって、人口減少がストップする日本一住みやすい町につながるということをメッセージとして計画として出しております。

その中で4つの基本目標の中で、今、議員が質問された事業承継も含めて、仕事を確保し、生活の基盤を安定させる中の3つ目に示させていただきました事業継続力の強化と創業支援というのが明確にうたわれた中で、M&Aが検討されているかどうかについては、個々には書いてはございません。

ただ、今言いましたように、その目的は人口ビジョンに示されている我々が消滅可能性のある都市ということを基点につくった計画であるものの、その一番大きな現状をはっきり申し上げますと、その都度示した中に、重要事項の評価目標がK P Iという形で示してあります。その達成度を見ていただきますと、今から私が言うことが一番大切だと思っているんですけども、危機的になっている人口の減少状態を、あるいは今質問がありました事業の農業・漁業の減り、それからうちが引っ張っていかなくやいけない観光においてもどうなっているかということが、如実に人口問題研究所が示した数値よりも非常に厳しい状態になっているということでもあります。

その危機感を我々、私でも今からローンが組めるような年じゃございませんが、こういう年代が若い人たちに対して、せめて応援ができるような意識づけをするには、どこかの首長さんが言われた挑戦を恐れることなくやらねばならないということにつながっていくと思います。

端的に言います。まず皆さん御存じだと思いますが、2010年から2040年までの我々の町の20歳から39歳までの女性が2分の1以下になってしまうから消滅可能性都市として、厳格ですが定義されておるわけでございます。そこだけを注目しますと、そのときの社会保障・人口問題研究所ですと、2010年が20歳から39歳の女性が1,985人、2040年が我が家は936人になって52.8%減るぞと。よって、消滅可能性があるんだと言われました

が、国勢調査の平成27年にした段階におきますと、人口問題研究所では、57人ふやせば回避可能だということでしたが、実際は342人ふやさないと、この消滅可能性都市から逃れないというのが現実なわけであります。

子どもも2017年度に作成しました人口ビジョンの中では、そのとき114人生まれていたのが、145人にことしなるという計画であります。ところが現実には去年62人になっております。これが我々の町の現状だということの危機感を、いかに町民の皆様方と共有して、産官学労金言だったかな、我が家にあるそういう方たちと、いかに連携を深めながら具体的な案を出し合っていくかということが問われておると思います。

その集大成として、今度第7次総合計画の準備として第6次の検証をしておりますし、今言いました人口ビジョン、それから総合戦略の指標に対してどう現状があるかということは今担当がやって、毎月原則として会議をやって来年に備えております。その第7次総合計画の一番の目標が、まずわかりやすく町民が共有できる計画にすること、それから施策や事業の優先順位を明確にした戦略的な計画であること、個別計画と連動させて関連を体系図で示した合意的な計画であること、予算決算事務、事業評価事務と連動した実効性のある計画であることというのを柱に置いて、先ほど言いました5つのものが実現できる。

この前の公約でいくと、交流の盛んな都市である、多様性を大切にする都市である、強靱化された都市であるという、私たちが今抱えておる人口の危機、産業の危機、そして自然災害の危機、そして総合管理計画で示しました公共施設の危機、この4つの危機を乗り越えて我々が目指す姿も、この前の選挙のときにマニフェストでお示しをいたしました。そこら辺をよく検討しながら、その根底に厳しい現実をしっかり町民の皆様方と共有しながら連携を深めていくと、その中で実現していきたいと思っておりますので、このような意見も含めまして、実在的な御提案も賜りまして皆さんと一緒にやっていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

ありがとうございました。ぜひ一緒になってまた未来のあるものをつくっていききたいと思っております。

それでは、大きい2番のほう、よろしく願いいたします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、大きい質問の2のほうです。

御質問2-1、資機材購入と津波避難路整備のための補助金における、近年、各地区の利用の推移はどのようになっているのかということについて答弁をさせていただきます。

まず初めに、資機材整備事業補助金の利用につきまして、平成29年度は町全体では2件で、いずれもこれは内海地区でございました。平成30年度は町全体で8件、うち内海地区が5件、豊浜地区が1件、師崎地区が2件となっております。

次に、津波避難路整備事業補助金の利用につきましては、平成29年度は町全体で11件、うち内海地区5件、豊浜地区3件、師崎地区3件、平成30年度は町全体で10件、うち内海地区が4件、豊浜地区4件、師崎地区2件となっております。

これら補助事業の活用につきましては、防災安全課において地区へ出向いて制度説明を行っているほか、交付回数や補助対象範囲の拡大等、要綱の改正を行ったことなどによりまして、平成25年度には4件だった利用件数が、平成30年度には18件へと増加をしております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

ありがとうございます。

資機材購入については、一部を除きましておおむね利用されているほうだと思いますが、停電とかいろんなこともありまして、今後もいろんな各地区の手すりをつくる、またはコンクリート舗装をすとかであります、LED照明をつけるとか、やはりもうちょっと使ってもらうために使い道の紹介、こんなような形でやっていると思えば使いやすいと思うし、住民が避難するのにも安心・安全の一つになるんじゃないかということで、そういった使い方も含めたさらなる告知・周知をお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（滝本 功君）

補助金の活用につきまして、補助金の使用例を示して、さらなる整備をお願いしてもらってはどうかという趣旨の御質問だと思いますが、防災資機材や津波避難路等の補助金の利用状況につきましては、町広報でも利用団体数や補助内容とあわせまして、避難路整備箇所や購入資機材の事例として写真でも紹介をしております。さらなる整備につきましては、地域によりまして地形的な状況等が異なるかもしれませんが、そうした整備事例などを参考に、地域でできる整備のために補助金を有効に活用していただくよう周知に努めていきたいと考えております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

よろしく申し上げます。

それでは、次の質問をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、御質問の2-2、災害発生に伴う停電時における安心・安全な避難誘導ために、主要町道、県道へ避難路の目印となる防災灯の早急な設置を検討できないかについて答弁をさせていただきます。

各自主防災会におきまして、津波避難路整備事業補助金を活用して避難路にソーラー照明を設置していただいております。また、町といたしましても、現在、防災施設等の停電対策として非常用発電機の設置のほか、屋外ソーラー照明灯や誘導灯、停電対応用の蓄電池内蔵のLED防犯灯の整備などを実施しております。

特に停電対応用蓄電池内蔵のLED防犯灯につきましては、停電時にも蓄電池によりまして、議員の言われる防災灯の機能を果たすため効果的だと考えておりますので、今後、その整備について検討していく考えであります。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

先日の台風15号でも関東を中心に停電とか、いろいろ発生しております。特に千葉県におきましては50万戸以上、けさのニュースでも45万戸以上がまだ停電だということになっております。私たちの避難路整備の中でも、やはり夜の避難、暗闇の避難、そういったときにこの防災灯、防犯灯もあれなんです、今バッテリー付きの防災灯を設置していくこと。主な拠点、交差点とかそういったところで整備をまずしていただきながら、その効果も、万が一停電のときとか何かがあったときに、地域からまたいろいろ発信してもらうモニター制度を含めたようなシステムで設置とかを検討していただきたいんですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（滝本 功君）

議員御提案の防災灯の早急な設置と、その効果の報告システムの必要性について答弁をさせていただきます。

先ほども部長の答弁したとおり、停電対応用蓄電池内蔵のLED防犯灯につきましては、今後検討をしていく段階でございますが、その整備が済んだ後の効果につきましては、議員がおっしゃられるとおり、実際に停電時に避難することがあったときとかですとか、区や自主防災会等の災害調査などで地域内をパトロールされた際、そうした時点で整備について気づいた点等がございましたら御意見をいただきまして、さらにその後の整備に結びつけていければと考えております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

次の質問をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、御質問の2-3、各自主防災会において避難所運営を考えると、女性の参加の重要性は大きいと考えるが、参加登録が非常に少ない。各市町の対応例はあるか、また何か方法はあるかについて答弁をさせていただきます。

日ごろの自主防災訓練活動や避難所運営などの災害対応において、若い世代や女性の参加は課題の一つとなっており、町の地域防災計画におきましても、自主防災組織の設置・育成に当たり、女性の参画促進に努めるとしております。

近隣市町においては、女性防災ボランティア等を対象とした防火・防災講習会や地区コミュニティなどが参加する訓練や研修等を通して、女性の参加促進とさまざまな団体との連携強化に取り組んでおります。

本町では、各地区の開催する防災訓練において、女性の参加・協力による炊き出し訓練を実施しているほか、防災リーダー養成講座などへの女性の参加を呼びかけているところでございます。

また、防災講座、各種防災講和等で避難所運営等、女性の能力を生かした活動の必要性を訴えるなど女性の参加を啓発しております。地域におかれましても、まずは日ごろの自主防災組織などの地域の活動において女性の役割を明確にし、女性が参加しやすい環境を整えていただくことが必要であると、そのように考えております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

やはり女性の防災組織に対しての参加率が少ないと、女性の目線での避難所運営といえますか、そういったものが大変男ばかりの目線になってしまうと思います。そういった意味で、他の都府県を見るわけじゃないですが、例えば高知市では、女性職員のみので防災チームをつくって避難所での女性の必要性、役割性、女性の視点、目線を取り入れ、まずは問題点を洗い出す、そういった取り組みをしているようでございます。本町でも男女共同参画の視点からもそのような取り組みを考えてはいかがでしょうか。回答をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（滝本 功君）

議員のおっしゃられる高知市での女性職員のみ防災チームというお話でございます。このチームにつきましては、要望のあった地区に出向いて防災講話を行うような活動をされておるようですが、本町におきましては、そこまでレベルの高いものはすぐにはまだできないかと思えます。

まず本町におきましては、職員におきまして、女性に限らず全ての職員の防災意識を高めるために毎年職員の防災訓練なども実施をしております。そんな中で非常時において、まずはそれぞれの職員がそれぞれの持ち場で役割を十分に果たせるような訓練、意識づけをしていきたいと考えております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

現在、内海地区では、小学校・中学校、それぞれの学校で防災教育を地域の防災の方たちと一緒に教育を毎年実施しています。例えば小学生ですと4年生、中学生ですと1年生が毎年その防災授業を受ける。そして、その授業を修了した子どもさんたちにとって、やはり防災への関心、励みになるようなという意味で、ぜひそのときに、例えばこの町である防災リーダー講習と同じような修了証書みたいな、ちょっと何かあると今後の励みになるんじゃないかと思っておるのが1点と、そういった子どもたちを含めたお母さんたちも一緒になって訓練をするような機会をつくりますと、またそういった、先ほど来の女性の参加という意味で、お母さんたちの参加も今後関心が高まるんじゃないかと思うんですが、その2点、ちょっとお答えをお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（滝本 功君）

内海地区の小・中学校で行われている防災教育において、訓練修了時に修了証を発行してはどうか。また、子どもたちとお母さんが一緒に訓練に参加することで、防災への関心と女性の参加率の向上につながると思うがどうかという御質問に対してお答えさせていただきます。

修了証の発行につきましては、今後の検討事項といたしましても、修了証は児童・生

徒の訓練、勉強をした証として励みにもなり、その後も防災により関心を持っていただくためにも有効なことであると考えております。

また、子どもたちが地域の防災訓練に参加することで、御家族も一緒に参加していただきたいと考えております。そのために子どもたちの参加しやすい訓練内容も地域の自主防災会の皆さんと協議しながら企画していきたいと考えております。

先日の豊浜地区防災訓練におきましては、中学生がボランティアとして運営に参加してくれました。また、師崎地区の防災訓練では、中学生が作成した防災マップの発表など、学校と連携し、中学生の参加を予定しております。

議員のおっしゃるとおり、子どもとその家族が参加することによって、より地域の人々の防災への関心を高め、女性の参加率の向上だけではなく、地域全体の参加者の増加につながることを考えており、ぜひ家族そろって防災訓練に参加していただきたいと考えております。以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

ぜひよろしく願いいたします。

近年、災害といいますと、私たちが地震対策ということでやっておりましたが、これだけ台風とか風水害も大きいと、また目線も違ってくると思います。そして、先ほど来、町を活性化するとか、いろいろやっておりましたが、大災害に襲われて避難をする。そういったときにもう帰ってくる町もないということで、一瞬にして町が消えるという可能性もあります。そういったことで、地域と自治体と一緒にあってそういった災害に対して闘っていきたいと思っておりますので、またよろしく願い申し上げまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

以上で、服部光男議員の一般質問を終了いたします。

これをもって一般質問を終了いたします。

○議長（藤井満久君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

[散会 14時53分]

